

# 戦前日本企業の東南アジアへの事業進出の歴史と戦略 — ゴム栽培、農業栽培、水産業の進出を中心として —

丹 野 勲

## はじめに

戦前日本の東南アジア（本稿では「南方アジア」または「南方」という）における日本の直接投資で、歴史が古く、その投資額が多く、かつ事業地が南方各地域に分布しており、日本のその代表をなすものは、ゴム栽培事業である。また、ゴム栽培のほか、マニラ麻を始めとして、ココ椰子油、脂植植物、茶、コーヒー、棉花、サイザル麻、規那、香料植物等の栽培事業もあった。さらに、南方への日本企業による水産、林業、製造業、鉱業、貿易、商業等への投資もあった。

1939（昭和14）年までの日本の南方への投資総額は約3億円とされ、その内訳は、ゴム約8,000万円、マニラ麻約2,000万円、ココ椰子約4,400万円、油椰子約1,800万円、その他栽培業約1,000万円、林業約1,600万円、水産業1,200万円、鉱工業約6,000万円、商業約4,000万円であるとされている。以上のように、戦前の日本企業の南方アジアへの直接投資の代表はゴム栽培である。日本人経営のゴム園の分布を地域的にみると、マレー半島が最も多く、1942（昭和17）年当時、生産面積約6万エーカーであり、次にボルネオが約2万8千エーカー（内旧英領1万6千エーカー、旧蘭領1万2千エーカー）、スマトラが1万8千エーカー、ジャワが3千エーカーであった。日本人のゴム栽培事業の中心地は、マレー半島であったと言える。日本人ゴム栽培業で最も古い企業として、日露戦争当時に進出した三五公司があり、他の多くは

第一次大戦頃から進出したものである<sup>(1)</sup>。

これら南方各地の日本人ゴム園からのゴム産額は、1936（昭和11）年に1万6千トンで、世界生産額85万3千トンの1.9%、その投資額も、英米蘭の全世界における投資額が31億9千万円に対し、日本の投資額が1億円と仮定すれば、2.9%に過ぎなかった<sup>(2)</sup>。また、南方での日本企業の代表的なゴム栽培地である英領マレーのゴム園所有者を国ごとにみると、1937（昭和12）年当時、英米人が75.4%、中国人が15.9%、インド人が4.5%であるのに対し、日本人がわずか3.4%であった<sup>(3)</sup>。しかし、当時、欧米の列強は、かなり以前から南方アジアに進出し、かつこの地域のほぼすべてを植民地（タイのみが植民地にならず独立国であった）にしていたことに対して、日本は南方への進出が欧米列強よりかなり遅く、南方に植民地は持たなかったこと（ただし南洋群島は日本の委任統治であった）、かつ日本企業の南方方面への投資は明治の終わり頃から始まったこと、などを考えると、日本企業の南方への投資の意義は決して小さいものではない。特に、マレー半島でのゴム栽培については、日本企業の比重も他の地域に比較すると相対的に高かった。

本稿では、このように戦前日本企業の南方アジアへの直接投資を代表的するゴム栽培事業を中心として、その他の栽培事業、林業、水産業への投資について考察する。

## 第1章 日本企業の南方へのゴム栽培事業への進出

### 第1節 南方へのゴム栽培事業投資の概要

戦前の日本企業の南方への直接投資として、フィリピンにおけるマニラ麻栽培への進出の後に、マレー半島を中心としたゴム栽培事業への投資があった。

日本企業の南方へのゴム栽培事業企業への進出は、1907（明治40）年頃からであるが、それ以前にもマライのゴム園経営に乗り出した日本人も少数いた。1903（明治36）年、マレー半島のスレンバン付近に笠田直吉と中川菊蔵がゴム園を買収したのが、日本人の南方でのゴム栽培の嚆矢であるとされている<sup>(4)</sup>。1910、1911（明治43、44）年頃から、日本の南方へのゴム進出は本格化した。それは、その頃ゴム相場が急騰

し、マレー半島を中心にシンガポール在住の日本人商人や日本在住の日本人、日本企業などがゴム園経営に乗り出したからである<sup>(5)</sup>。

南米を原産地とするゴムの樹が、南洋方面へ移し植えられたのは、1875、1876（明治8、9）年の頃である。はじめインドやシンガポール方面で試植され、後にマレー半島などでゴム栽培行われるようになった。日本では、1897（明治30）年以後、台湾への移植が試みられるとともに、1902（明治35）年には、マライ半島におけるゴム園の経営に、初めて日本人が進出した。

1910、1911（明治43、44）年頃のゴムの市価は、1ポンド当たり5.6ドルの高価となり、ゴム景気が現出し、日本資本の南方へのゴム栽培事業への進出が行われるようになった。

以上のようなゴム相場の高騰以外にも、マ

図表1 大正初期のジョホールにある主要なゴム園

登記持主の名義	場所と耕園名	払下エーカー	開始年月	植付エーカー
愛久澤氏	ジョホールペンガラン 第一パンガランゴム園	2,299	1906年2月	2,214
	ジョホールペンガラン 第二パンガランゴム園	2,093	1906年2月	597
	ジョホールサンチ サンチゴム園	2,378	1911年	1,023
	ジョホール、セムブロン 第一バツ、パハットゴム園	3,175	1909年3月	2,956
	ジョホール、スリガーデン 第二バツ、パハットゴム園	9,671	1911年8月	4,662
藤田男爵	ジョホール河ナンヘン ナムヘンゴム園	5,839	1911年10月	4,154
三井男爵	ジョホール、チンジョン、セリンデット サンギーバパンゴム園	5,017	1911年1月	4,768
南洋護謨株式会社	ジョホール、チモン 南洋護謨園	3,315	1911年2月	1,830
森村氏	ジョホール河テロック 南亜公司第一ゴム園	2,978	1911年9月	1,778
	ジョホールバナ 南亜公司第二ゴム園	2,006	1909年10月	1,193
古河男爵	ジョホール河チラン サンギー、チラン、ゴム園	2,600	1910年	2,600
鈴木氏	ジョホール河チラン 鈴木ゴム園	2,310	1910年10月	1,400
井上氏	ジョホール河ズラカパンチョー 馬來護謨拓殖会社	1,890	1913年11月	1,110

（出所：野村徳七（1916）『護謨と椰子』野村徳七、10-11頁）

レー半島にゴム栽培業が行われるようになった重大な原因がある。すなわち、1869（明治29）年にマレー連邦が成立するや、連邦政府はマレー半島に栽培業を発展させる方針を決定し、ゴム植付助成金の貸付を開始し、栽培者の国籍如何を問わずこれを保護する方針に出て、かなり低い価格で栽培地の貸下を行った。1910（明治43）年前後、土地の払下げ代は、通常1エーカーに付き2-3ドル程度、地代は年約1ドル程度であった。さらに、ジョホール王は日本人のゴム栽培業者に対して特に好意的であったことも、マレーにおけるゴム栽培業を促進した。日本人栽培事業者も、この助成金の交付を受けて、ゴム栽培を行った事業者もあった<sup>(5)</sup>。

日本の大手財閥中にも、その頃何らかの形で、ゴム園経営に投資したものが少なくなかった。その進出先は、マレー半島のジョホール州が最も多く、それからセランゴール、ネグリスマピラン、ペラ、ケダの各州に散在していた。1911（明治44）年にマレー半島における日本人経営のゴム園は、その数79、租借面積8万3,789エーカー、そのうち植付面積1万5,858エーカーであった。そのうち三菱財閥系の三五会社が最も大きいものであった<sup>(6)</sup>。

図表1は、大正初期のマレーのジョホールにある日本の財閥や富豪、ゴム事業者は投資した主要なゴム園をみたものである。三菱財閥系の三五会社を経営する愛久沢直哉を第1とし、三井、藤田、古河、森村等の諸富豪がゴム園に投資し、事業を行っていた。これらの日本人ゴム園の大部分は、1911（明治44）年前後に始められた。

しかし、このゴムの好況も、第一次大戦後に変じ、ゴムの市価は、1922（大正11）年には、1ポンド当たり21セントまで低落した。その頃の日本人ゴム園は、その一部が生産期に入った程度の状況が多く、かなりのゴム園が窮境に陥った。その3、4年後には、英国政府の採った生産制限措置の効も現れて、市況は回復した。この情勢に応じて、日本人ゴム園経営者中には、将来における採算上の考慮から、ゴム園を売

却する者が出て、その数12会社、売却した租借面積7万2千余エーカー（日本人全租借面積の約19%に当たる）、植付面積3万1,670エーカー（日本人全植付面積の約23%に当たる）に達した。この売却の結果として、1922（大正14）年のはじめ、1億円以上にあった日本人の投資額は、8千万円程度となった。

当時のゴムの消費は、自動車工業においてその量が最も多く、このためゴムの消費者としては、米国が第一であった。したがって、ゴムの市況は、自動車工業の消長によって左右されることが多く、その市価の高低も、極めて伸縮の幅が大きかった。これに対する措置としては、英国を中心として、必要に応じてその生産量を制限する国際協定が成立し、時には生産能力の50%しか、生産の許されなかったこともあった。

図表2 南方アジアにおける日本人経営のゴム栽培事業の推移

年代	租借面積 (エーカー)	植付面積 (エーカー)	生産高 (トン)
明治44年	82,820	16,453	—
大正6年	79,081	48,025	—
大正14年	323,652	135,328	8,500
昭和4年	361,560	111,970	12,500
昭和5年	498,999	119,282	13,000
昭和8年	514,505	121,890	18,000

（出所；南方年鑑刊行会（1943）『南方年鑑昭和18年版』、302頁）

図表3 日本人ゴム事業状況

1938年 (1,000エーカー)

地方別	推定租借面積	植付面積	生産面積
マレー	104	78	60
北ボルネオ	23	14	13
サラワク	8	5	3
スマトラ	147	23	8
ボルネオ	41	14	12
ジャバ	5	4	3
セレベス	1	0.2	0.2
フィリピン	0.1	0.2	0.2
合計	329	139	111

（出所；経済統計研究所（1942）『新南方資源論』長谷川書房、217頁）

図表4 日本人ゴム統計

1 主要日本人ゴム生産量

社名	資本金		昭和15年生産量		昭和16年生産量		15年上期16年下期 生産量比較 (ポンド)
	公称	払込	上期	下期	上期	下期	
	(千円)	(千円)	(ポンド)	(ポンド)	(ポンド)	(ポンド)	
熱帯産業	6,500	5,525	1,030,438	1,286,985	1,321,134	1,496,543	466,105
昭和ゴム	10,000	6,542	1,983,523	2,210,426	2,732,892	2,744,627	761,104
南洋ゴム	5,000	3,500	1,007,602	1,021,419	1,920,079	1,220,630	213,028
スマトラ拓殖	8,000	6,500	965,819	1,196,577	1,178,090	1,392,306	426,487
馬來ゴム	4,700	4,700	1,230,909	1,349,978	1,496,351	1,632,226	401,317
ボルネオゴム	5,000	2,000	436,837	490,949	603,432	681,931	245,094
南国産業	3,500	3,000	446,283	498,680	446,930	454,096	7,813
日産農林	20,600	17,400	3,209,848	3,659,742	3,647,883	4,215,167	1,005,319

2 主要日本人ゴム採集面積

社名	昭和15年採集面積 (エーカー)		昭和16年採集面積 (エーカー)		15年上期16年下期 採集面積比較 (エーカー)
	上期	下期	上期	下期	
熱帯産業	5,197	5,367	6,325	6,750	1,553
昭和ゴム	7,909	9,355	11,783	11,967	4,158
南洋ゴム	6,356	6,187	6,074	6,219	-137
スマトラ拓殖	2,698	3,398	3,598	3,946	1,246
馬來ゴム	5,274	5,232	5,459	5,479	205
ボルネオゴム	2,423	2,423	2,416	2,279	-144
日産農林	16,113	17,475	17,482	17,701	1,588

(出所；麻生與志夫 (1942) 『南方圏のゴム資源』朝日新聞社、79-81頁)

た。このゴム市況の変動は、英米蘭諸国人経営のゴム園に比し、規模の遙かに小さかった日本人経営ゴム園の経営に、大きな影響を与えた<sup>(7)</sup>。

以上のように、ゴムを取り巻く国際経営環境は厳しいものであったが、日本人経営のゴム事業は発展し、マライ半島のみならず、スマトラ、ボルネオ、ジャワ方面へも発展していった。

図表2は、1911 (明治44) 年から1931 (昭和6) 年までの南方アジアにおける日本人経営のゴム栽培事業の租借面積、植付面積、生産高を表したものである。

図表3は、1938 (昭和13) 年当時、南方地域別による日本企業のゴム栽培状況をみたものである。植付面積で見ると、マレーが最も多く、次がスマトラで、その次が北ボルネオとボルネオとなっている。以上から、南方での日本企業のゴム栽培は、マレー、スマトラ、ボルネオがその中心となっている。

図表4は、1940 (昭和15) 年と1941 (昭和

図表5 蘭印のゴム栽培園の国別資本金出資額

(1,000ギルダー)	1925年	1929年
オランダ資本	170,000	292,000
イギリス資本	194,000	193,000
フランス、ベルギー資本	53,000	66,000
アメリカ資本	27,000	53,000
ドイツ、スカンジナビア、スイス資本	18,000	12,000
日本資本	17,000	13,000

(出所；W.K.Gretzer (1939) ,Gundlagen und Entwicklungsrichtung der landwirtschaftlichen Erzeugung in Niederladich-Indien.(グレッツァー (救仁郷繁訳) (1941) 『蘭印の農業経済』白揚社)、邦訳223頁)

16) 年当時の、主要な日系ゴム栽培会社の資本金、生産量、ゴム採取面積、植付面積をみたものである。

日本企業の南方でのゴム栽培は急速に発展したのであるが、国際比較の視点で見ると、日本

の比重はそれほど高くないのは事実である。図表5は、蘭印でのゴム栽培について、その資本出資を国別にみたものである。1929（昭和4）年当時、日本の蘭印へのゴム栽培国の資本出資額は1,300万ギルダーで、オランダ（2億9,200万ギルダー）の20分の1以下、イギリス（1億9,300万ギルダー）の10分の1以下であった。

## 第2節 南亜公司株式会社の事例

南亜公司株式会社は、1911（明治44）年に井上雅二の発案の基で設立された。井上雅二は、朝鮮総督府財務官、南亜公司社長、海外興業社長、衆議院議員などを務めた、戦前日本の海外・移民事業のパイオニアの一人である。井上雅二が、弱冠35歳の時に、1911（明治44）年始め外遊からの帰途、英領マラヤを視察して、ゴム栽培事業がアメリカ自動車工業の著しい発達とともに将米有望な事業であることに着目した。この井上雅二の意見について、森村市左衛門（6代、男爵、森村組・森村銀行経営者）は、その調査を法華津孝治氏（昭和護謨株式会社初代社長）に命じ、永井儀三郎、川田鷹氏（後の熱帯産業株式会社社長、愛久沢直哉氏（三五公司創立者）などの意見を聞いて、ゴム栽培事業が確実有利であり、その上国家的観点からも有意義であるという結果となり、森村市左衛門は創業を決意した<sup>(8)</sup>。南亜公司は、南亜細亜会社という意味をこめて井上雅二により名づけられたという<sup>(9)</sup>。南亜公司は、取締役会長を森村開作（1928（昭和3）年6月、7代市左衛門襲名男爵）、常務取締役を井上雅二、華津孝治、取締役を川崎栄助、大倉文二、監査役に藤井諸照、永井儀三郎として、資本金50万円の株式会社として1911（明治44）年10月に創立された。出資は森村市左衛門（6代、男爵）が最も多く、森村関係の人で約8割を占め、その他は森村と懇意の財界有力者が出資した。耕作地は、パラゴム栽培の好適地と認められている英領マラヤ、ジョホール州コタテンギ、トロスガの6,147エーカーを創業の地に選定し、ジョホール政庁より租借することとした。創業後直ちに作業に着手

し、その創業地をトロスガ園（Teluk Sengat Rubber Estate）と名づけた。

開墾作業ではマラリアその他の風土病に多数侵され犠牲者もでるといふ苦労を重ね、1913（大正2）年には病院を設けた。南亜公司は、マレーのジョホールでの事業を漸次拡張した。1914（大正3）年には渡辺氏経営のバーナン園を買収し、続いて朝日護謨会社、山崎氏経営の愛媛園および馬來護謨会社を買収または合併した。また、ジョホールのベールーにおいて粗製ゴム工場を設け、広瀬氏経営のスクダイ園を買収した。1924（大正13）年には、バーナン園と愛媛園を売却したが、第1合同護謨会社を合併した<sup>(10)</sup>。現業従業員は、中国人とマレー人などの苦力を使っていた。1919（大正8）年1月当時の従業員総数は1,375人で、その内訳は日本人職員監督者が56人、苦力が1,319人（日本人57人、中国人896人、マレー人366人）であった<sup>(11)</sup>。

このように、南亜公司株式会社は、1937（昭和12）年当時、開墾、買収、合併等でトロスガ、スガラン、リオの3植林地となり13,256エーカーに達し、資本金は350万円、従業員は併せて2千人ほどのマレーでの有力な日系ゴム栽培会社となった<sup>(12)</sup>。

## 第3節 スマトラ興業株式会社の事例

スマトラ興業株式会社は、1918（大正7）年9月に明治製糖株式会社の子会社として、蘭領スマトラ島においてゴムその他の熱帯産物の栽培および製造を事業の中心として設立された。明治製糖は、事業地の台湾において砂糖キビ栽培が3年にわたり暴風被害に会うという自然被害を受けたことなどによる単一事業の危険を回避し、第1次大戦中の好況で生じた余剰利益の積立金運用策を考えている時であった。ゴム栽培事業は植林事業であるため、短期間の利益回収は望めないが、永続性のある事業として、砂糖事業に対する保険的経営になり得た。さらに、台湾で多年にわたり熱帯性作物の栽培に関する経験を持っていた。これらから、明治製糖株式

図表6 スマトラ興業のゴム園

	シロトワ園	プリマンデ園	計
租借地権許可年月日	1905年9月	1900年10月	
租借地総面積	3,375エーカー	11,639エーカー	15,014エーカー
ゴム植附地	2,475エーカー	3,470エーカー	5,945エーカー
カカオ植附地	—	20エーカー	20エーカー
建物敷地道路その他	42エーカー	24エーカー	66エーカー
未開墾地	858エーカー	8,125エーカー	8,983エーカー
植付護謨樹数	181,379本	625,534本	806,913本
ゴム一箇年生産可能量	1,000,000ポンド	1,300,000ポンド	2,300,000ポンド
従業員社員	2名	4名	6名
従業員現業員	582名	362名	944名

(出所：スマトラ興業株式会社 (1936) 『スマトラ興業株式会社二十年史』 15-16頁)

会社は、南方での新事業を開拓するためにスマトラ興業を設立した<sup>(13)</sup>。スマトラ興業は、役員には専務取締役社長相馬半治、専務取締役有嶋健助、取締役役に薄井佳久、植村澄三郎、千葉平次郎、谷井千次郎、菊地榎、監査役に山本直良、川原義太郎、高木鉄男を選任し、小川鈍古、武井守正、森村開作（市左衛門）が相談役に就任した。資本金を500万円とし、株式の約半数を明治製糖会社が引受け、他の株式は同社の株主に割当て、一般株式は募集しなかった。

親会社の明治製糖株式会社は、大正初期、台湾の砂糖キビ栽培の事業を行っていたが、南洋地方にゴムの栽培を中心とした新事業を開拓する計画を立てた。明治製糖がゴム事業に着目した理由は、ゴム樹は一般農作物に較べると天候による豊凶が極めて少ないこと、砂糖キビや棉花等のように季節に依る作業繁閑の煩がないこと、ゴム製品は世界的商品として年々需要量を増加しつつあること等により、ゴム事業が確実性があると判断したことによる。スマトラ島を栽培事業地として選んだのは、気候がゴム栽培の好適地であるマレー半島の西海岸地方に匹敵し、土地の肥沃なる点においてはゴム樹の発育がマレー半島に比べても良好であること、ゴム園経営上の主力たる現場従業員の確保において安くジャワ現地人を採用できること、統治国オランダはジャワに次いでスマトラ島を第2期蘭領東印度開発地として開放の方針を採り、各国に均等に投資の途を開き、大いに企業を歓迎する殖

民政策を採っていたこと、などのためである。ゴム事業は一種の植林事業で、短期間に利益の回収は望めないものの、永続性ある企業の要素を具有していること、砂糖事業に対する一種の保険的経営に資すること、日本の南洋発展に貢献すること等で、明治製糖株式会社の傍系事業としてスマトラ興業株式会社を設立し経営することにしたのである<sup>(14)</sup>。

スマトラ興業株式会社は、1919（大正8）年9月、蘭領スマトラ島東海岸州、アサハンのシロトワにあるオランダ人経営のシロトワ栽培株式会社（設立1914年、資本金50ギルダー、租借面積3,375エーカー、植付面積820エーカー）を買収に合意し、1920（大正9）年1月に正式に買収の手続きを終えた。直ちに採取液と開墾作業を行った。この園をシロトワ園と名づけ、全園ゴム樹を植え付けた。また、1920（大正9）年1月、シロトワ園から一農園を隔てた蘭領東印度栽培企業株式会社（本社オランダ）所有の未開墾地11,775エーカーを買収してプロマンデ園と名づけた。このプロマンデ園は開墾され、ゴムだけに限らず、スマトラ煙草、香料植物、シトロネラ、薬用植物、ココ、油ヤシ、カカオ等の植物も植付けられた<sup>(15)</sup>。

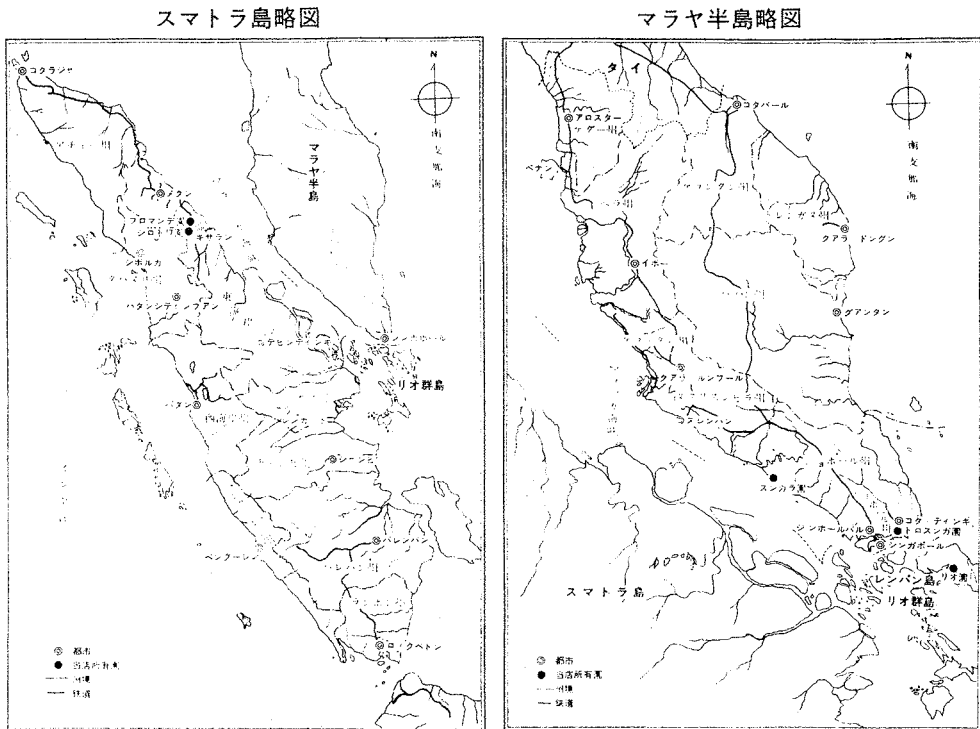
1937（昭和12）年当時、スマトラ興業は、資本金300万円、ゴムやカカオなどの植付面積5,965エーカー、これに従事する現業員の数944人、ゴム年産量230万ポンドであった<sup>(16)</sup>。現業員の内訳をみると、ジャワ苦力500人、ス

マトラ原住民334人、中国人110人の合計944人であり、これを日本人6人で統率し、開墾、植付、採取、および製造に従事していた<sup>(17)</sup>。図表6は、スマトラ興業のシロトワ園とプロマンデ園の1937（昭和12）年当時の状況を示したものである。

なお、スマトラ興業での農園労働者であるジャワ人の苦力（coolie）とは、植民地に出稼ぎしている労働者のことである。苦力は、当時のアジアの植民地でよくみられる労働者の形態であり、極めて興味深いので、少し詳しくみてみよう<sup>(18)</sup>。苦力の多くは、アフロス（東海岸州ゴム栽培協会）の手によってジャワより移民した労働者である。スマトラ興業などの日系栽培会社が、苦力を採用する手続きとしては、まず必要な苦力人数をアフロスに申込みが、その際、募集費および手数料が必要である。アフロスは、苦力をジャワより募集して農園に引渡すまで一切の責任を負う。苦力がスマトラ上陸す

ると身体検査を行い、病毒者は本国に送還し、合格者を農園に引渡す。一旦引渡した以後は、苦力の逃亡者、命令違反者等が発生してもアフロスはこれに関与しない。この場合は、農園と警察とにおいて所定の手続きを行う。スマトラに来島した移民苦力は、すべてジャワにおいて指紋を採り、この指紋票はメダン指紋局に送付し、同局はこれを分類して保管し、苦力が逃亡した場合には農園指紋票と照合して容易に識別し、逃亡その他の不正行為を防止する。苦力の契約期間は3か年で、期間終了後は再契約が出来る。再契約の場合は、13か月以内に更新が必要である。農園では、苦力の宿舎を設けて収容し、再契約5年以上の者で本人の希望があれば法規に基づいて園に付随した独立家屋を与える。苦力が病気の場合は、直ちに病院に送らなければならない。病気ではなく怠ける苦力は、巡査が来て用捨なく監獄に収容し、逃亡者は警察において処分をうける。もし苦力が仕事を怠

図表7 昭和ゴムのゴム園



（出所：昭和ゴム社史編集委員会（1969）『昭和ゴム30年小史』昭和ゴム株式会社、17頁）

け、または反抗する場合は農園の社員は口頭にて叱責できるが、殴打することは禁止されている。病院は、政府の命令する規定の下に会社は付近において白人の経営する2会社と共同して中央病院を設立し、白人院長を任用してこれに当たった。蘭領東印度において日本人の医者は公認していなかった。

農園は苦力の便益のため、米、塩、肴、砂糖、煙草、石油等の日用品を売店にて販売した。米は政府の指定単価で販売しなければならないが、それ以上の衣類、家具、装飾品等はその制限を受けない。苦力の娯楽用として遊戯場を設けて、ジャワ楽器等を置いた。蘭領原住民の大部分は、イスラム教の教徒であり、スマトラ興業での苦力も多くがイスラム教徒である。酒を飲まないために乱暴者が少なく、苦力として適しているとされた。

#### 第4節 昭和護謨株式会社の事例

昭和護謨株式会社は、1937（昭和12）年6月、明治製糖株式会社の傍系会社として蘭領スマトラ島東海岸州においてゴム、カカオの栽培を行っていたスマトラ興業株式会社（1918（大正7）年9月創業、資本金300万円）と、日本でラテックス製品の研究、製造、販売を行っていた明治護謨工業株式会社（1933（昭和8）年9月創業、資本金50万円）、それに英領マラヤのジョホール州においてゴムの栽培を行っていた森村系の株式会社南亜公司（1911（明治44）年10月創業、資本金350万円）、ならびに日本で各種ゴム製品の製造販売を行っていた東京護謨工業株式会社（1917（大正6）年5月創業、資本金100万円）の4社が合併して設立された。昭和護謨株式会社の資本金は1,000万円、総従業員数3,321名であった。取締役会長に相馬半治、取締役社長に法華津孝治、取締役副社長に右嶋健助、常務取締役に桜田益次郎、松本三郎、岩田毒雄、常任監査役に小川清、相談役に森村市左衛門を選任した。昭和護謨は、南洋でゴム栽培事業を行い、それを輸入してゴム製品を生産し販売するという原料から製品ま

でという一貫体制が整えられた<sup>(19)</sup>。

昭和護謨の南方事業地は、前スマトラ興業の経営していた蘭領東印度スマトラ島東海岸州キサランのシロトワ園とブロマンデ園を総括してスマトラ農場と称し、前南亜公司の英領マラヤのジョホール州のトロスガ園、スガラン園、蘭領リオ群局内リオ園を総括してジョホール農場と呼んだ。これらの農場は、マラヤ、蘭印地域を通じて屈指の日系ゴム栽培事業として、租借面積28,270エーカー（約11,500ヘクタール）、植付面積16,455エーカーにおよ、生ゴム生産高も4,500トン以上となった。図表7は、昭和20年当時の昭和護謨の両農園の場所を示したものである。

昭和護謨の南方事業は、創立から1941（昭和16）年12月の太平洋戦争勃発まで、戦時物資としての生ゴム市況の変動があったが、国際ゴム限産協定による統制により世界の在庫に合せて生産調整を行うことが出来たので、事業は順調に推移した<sup>(20)</sup>。

#### 第5節 日本産業護謨株式会社の事例

「日産コンツェルン」の母体である久原鉦山の創立者である久原房之助が、1916（大正5）年2月、英領北ボルネオのタワオにゴム栽培園を設けたのが、日本産業護謨株式会社の始まりである。久原鉦山は、北ボルネオ政庁と折衝を重ね、ゴム園経営に関する契約を政庁と締結した。これが、久原鉦業南方部タワオ農園である。タワオ農園は、ゴム園480エーカー、椰子園、それにゴム園の北側の山林1,500エーカーの土地の租借権利があった。直ちに開墾開拓が開始され、1917（大正6）年には農園内にタワオ病院を建設、また日本人子弟の教育のためにタワオ小学校を日本人会に経営させた。その後さらに用地の租借拡張が進み、ゴム、ココヤシ、マニラ麻などの栽培を行った<sup>(21)</sup>。1919（大正8）年頃、久原鉦業タワオ農園の護謨園は、租借地21,322エーカー、植付面積3,000エーカー、採取面積500エーカーであった<sup>(22)</sup>。

1928（昭和3）年、久原鉦山は、鮎川義介が



図表8 日本人経営ゴム栽培会社（大正8年当時）

名称	創立年月日	資本金(円)	払込(円)	配当	総面積(エーカー)	植付面積(エーカー)	採液面積(エーカー)	産出量(1年、斤)	事業地
南洋護謨株式会社	明治44年2月	2,000,000	1,250,000	1割2分以上	5,828	3,339	1,734	<sup>(1)</sup> 128,150	マレー半島及スマトラ
株式会社南亜公司	明治44年10月	2,500,000	1,562,500	1割2分以上	8,007	6,890	1,950	580,000	マレー半島
馬來護謨公司	大正元年4月	1,000,000	625,000	1割2分以上	5,323	1,823	1,623	490,000	同
大倉護謨公司	明治44年	100,000	100,000	—	1,029	305	146	20,816	同
朝日護謨株式会社	大正2年	700,000	405,000	—	1,079	850	500	38,000	同
日新護謨株式会社	大正2年5月	300,000	300,000	—	1,042	972	828	209,768	シンガポール
南洋護謨拓殖株式会社	大正5年4月	2,000,000	600,000	—	2,013	1,973	400	94,000	マレー半島
台湾拓殖株式会社	大正5年10月	1,000,000	250,000	—	2,050	1,570	266	62,000	マレー半島及リオ群島
日東護謨株式会社		1,500,000	375,000	—	5,450	1,800	500	—	マレー半島
宿大護謨株式会社	大正6年7月	300,000	210,000	8分	875	369	50	19,040	同
ジョホール護謨栽培株式会社	大正7年4月	2,000,000	687,500	1割	1,559	1,344	509	200,000	同
士乃護謨株式会社	大正7年2月	1,500,000	375,000	—	1,200	500	200	—	同
日南護謨株式会社		250,000	250,000	—	534	250	150	12,000	同
南国護謨株式会社	大正7年7月	1,000,000	250,000	4分	1,000	300	150	—	リオ群島
ボルネオ護謨株式会社	大正6年12月	5,000,000	1,250,000	8分	6,125	625	550	200,000	スマトラ
スマトラ護謨拓殖株式会社	大正7年3月	2,000,000	500,000	—	4,380	470	400	9,240	同
スマトラ興業株式会社	大正7年9月	5,000,000	1,250,000	—	7,500	950	540	13,000	同

<sup>(1)</sup> 半期産出量

(出所：加藤至徳（1919）『護謨栽培事業』南洋協会、127-128頁）

創立した日本産業株式会社(日産コンツェルン)の子会社となり、日産コンツェルンの関連会社となった。1934（昭和9）年3月、北ボルネオにおけるタワオ農園事業を日本産業より分離し、資本金350万円（全額払込）の日本産業護謨株式会社として創立された。代表取締役には、日本産業株式会社の常務取締役下河辺建二（後の当社社長）が専務取締役、田中誠吉が常務取締役に選任された。同年1934（昭和9）年5月に、マレー半島ジョホール王国バトパハにおいて1914（大正3）年以來ゴム園の経営を行っていた岡部常太郎（後の専務）を社長とするジョホール護謨栽培株式会社を吸収合併して資本金を430万円に、さらに同年6月、同所の「大和護謨栽培株式会社（代表者梅山柳吉）」および鷲尾、秋田の2農園を吸収して資本金を450万円とした。日本産業護謨株式会社の株主は、日本産業株式会社が80.5%、その他19.5%と、日本産業の子会社形態であった<sup>(23)</sup>。

1935（昭和10）年5月、日本産業護謨株式会社は、農園事業拡張のため資本金を600万円

に増資し、タワオ農園隣接地を買収し、ゴムおよびマニラ麻の栽培地が拡張させた。さらに、マレー半島にある速水ゴム園を買収し、資本金を614万円に増資した。日本産業の栽培地は、1,000エーカー程度の増加し、事業地総面積は約3万3,800エーカーとなり、日本企業の南方での最大級のゴム栽培会社となった<sup>(24)</sup>。

## 第6節 マレー半島でのゴム栽培会社

図表8は、1919（大正8）年当時の日本人経営ゴム栽培会社をみたものである。その企業を中心として、これまで事例としてあげなかった栽培会社の中で、重要な会社について述べてみよう。

### (1) 三五公司

三五公司のゴム事業は、1906（明治39）年10月、愛久沢直哉がジョホール州ペンゲランでのインド人経営ゴム園を買収したことに始まる（愛久沢氏のゴム園については、図表1を参照）。三五公司ゴム園は、最も早いマレーにお

ける大規模な日本資本のゴム栽培園である。愛久沢の経営する三五公司是、マラヤでゴム栽培に参入する前に、台湾総督府民政長官であった後藤新平の支援で、中国の福建省などで事業を行っていた。その後、1906（明治39）年6月、三五公司是シンガポールに拠点を置き、ゴム栽培事業に着手し、1906（明治39）年10月にシンガポールに近いマレーのジョホール州のペンゲランのゴム園を200千海峡ドルで買収し、三五公司ゴム園として事業を開始した。ゴム園租借地面積は約2,000エーカーで、そのうち、200エーカーはゴムの木が植付済みであり、ゴムが採取可能であった。三五公司是、経営者であった愛久沢直哉が三菱合資の出身であり、三菱財閥の岩崎家から資金支援を受けていたことから、三菱系のゴム園とされている。

このペンゲランのゴム園経営を皮切りに、三五公司是ジョホール州においてゴム園経営を急速に拡張した。ペンゲランのゴム園は、土地の取得により第1植林地と第2植林地となり、合計9,783エーカーとなった。その他、三五公司是、1909（明治42）年にマレーのジョホール州バトパハで15,487エーカー、1911（明治44）年に13,752エーカーの租借権を取得し、また同年にはサンテイにも2,378エーカーのゴム園を取得した。その結果、1915（大正4）年頃で総面積41,400エーカー、開墾面積22,196エーカー、植付面積8,744エーカーに達しており、マレーにおける日系ゴム園として傑出する規模となった<sup>(25)</sup>。

## （2）三井護謨園

三井護謨園は、1911（明治44）年1月、三井家同族会（後に三井合名となる）によりマレーのジョホールに土地を租借し、事業を開始した。三井護謨園は、1911（明治44）年9月当時、租借面積約5,000エーカー、植付面積約100エーカーのゴム園を保有していた。三井合名のゴム園に対する累積投資額は、1913（大正2）年5月まで47万2千円であった。1919（大正8）年頃で、三井護謨園は、租借地5,880エーカー、

植付面積5,318エーカー、採取面積1,752エーカー、産出量年123,555斤であった<sup>(26)</sup>。

その後、三井護謨園は、第1次大戦期の1915（大正4）年5月、熱帯産業株式会社になった<sup>(27)</sup>。

## （3）古河護謨園

古河護謨園は、1911（明治44）年、古河財閥の当主である古河虎之助が個人ゴム園としてマレーのジョホール河西岸のチランに3,000エーカーの租借地を取得し、事業を開始した。1913（大正2）年6月、古河護謨園は、古河家林業部の管理に移り、古河家林業部ジョホールゴム園となった<sup>(28)</sup>。1919（大正8）年頃で、租借地2,804エーカー、植付面積2,804エーカー、採取面積1,000エーカー、産出量年61,423斤であった<sup>(29)</sup>。その後もゴム園の拡張を続け、1915（大正4）年に蘭領リオウ群島バタム島で6千エーカーの未墾地を取得した。

1917（大正6）年12月、古河護謨園は、法人ゴム園に転じ、古河合名会社殖産部により管理され、古河合名護謨園となった。1918（大正7）年5月、スマトラのアチェ州で租借地30,000エーカー、ゴム園450エーカーを取得した<sup>(30)</sup>。

## （4）藤田組護謨園、後の南興殖産株式会社

藤田組護謨園は、1911（明治44）年11月、藤田財閥の合名会社藤田組によりマレーのジョホール河西岸において租借地3,000エーカーを取得し南興護謨栽培所として開設された。その後、近隣のゴム園を買収し、規模を拡大させ、1913（大正2）年には、租借地6,493エーカー、植付2,744エーカーとなった<sup>(31)</sup>。

その後、藤田組護謨園は、1919（大正8）年に資本金250万円（全額払込）で設立された南興殖産株式会社のゴム園として法人化された。南興殖産株式会社の社長は、藤田徳次郎（合名会社藤田組）、最大株主は藤田組社長藤田平太郎であった<sup>(32)</sup>。

#### (5) 松方護謨園

松方護謨園は、1910(明治43)年7月、川崎造船所を経営する松方幸次郎により、マレーのジョホール州サンテイで4,500エーカーの租借地を取得し、ゴム栽培の事業を開始した。松方護謨園は、その後売却されて消滅している<sup>(33)</sup>。

#### (6) 大倉護謨株式会社

大倉護謨株式会社は、1912(大正元)年、マレー半島ジョホール州ニュールに1,024エーカーの土地を租借し、資本金10万円で設立された。大倉護謨は、大倉財閥の大倉家の所有園である。

その後、1917(大正6)年、資本金を20万円に増資し、1919(大正8)年当時、租借面積3,128エーカー、植付面積1,128エーカーであった<sup>(34)</sup>。

#### (7) 南洋護謨株式会社

南洋護謨株式会社は、1911(明治44)、資本金20万円でマレー半島のジョホール、パンチョールで土地を租借し、設立された。後藤吉武は、マレー半島で数年間栽培事業を経験した後、後藤周藏(前大倉組参事)、大分県の二十三銀行などの出資を得て、南洋護謨株式会社を創立した。設立に先立つ1911(明治43)年、後藤吉武はマレー半島に渡り、ジョホール州チモンの地に1,000エーカーを払下げ、直ちに伐採に着手、翌1911(明治44)年には更に1,000エーカーを加えて合計2,000エーカーとし、引き続き開墾、植付除草、手入等に従事した<sup>(35)</sup>。その後、大分護謨株式会社の所有園、鵬州農園等と合併し、増資して資本金100万円となった。さらに、1919(大正8)年4月、蘭領スマトラ島東海岸州タナイタムのオランダ人企業に所有園を買収し、資本金を200万円に増資した<sup>(36)</sup>。社長は、長野善五郎(二十三銀行頭取)、岡本貞徳、等が務めた。南洋護謨株式会社の出資者は、大分県の事業家を中心であった。同ゴム園には、1913(大正2)年から1917(大正6)年まで岩田喜雄を駐在させ、ゴム園経営に専念さ

せた。岩田喜雄は、ゴム園経営者として頭角を現し、後に昭和ゴム社長となる人物である<sup>(37)</sup>。

1919(大正8)年当時、マレー半島のジョホールに第1区本園(124ヘクタール)、第2区分園(前大分農園、881ヘクタール)、第3区分園(前鵬州農園、1,134ヘクタール)、スマトラ農園(前オランダ企業、2,650ヘクタール)があった。土地は合計で5,828エーカーあり、その内訳は、ゴム植付地3,329エーカー、椰子およびゴム混植地25エーカー、その他2,474エーカーであった<sup>(38)</sup>。

#### (8) 馬來護謨公司

馬來護謨公司是、1912(大正元)年4月、資本金50万円で創立され、マレー半島の中部ネグリスマラン州スレンバン市外に総面積約2,000エーカーの事業地を有していた。馬來護謨公司の出資者は、明治を代表する企業家である渋沢栄一と彼の知己の事業家、および大隈重信系の事業家を中心であった<sup>(39)</sup>。創業当初の社長は星野錫、取締役は池田龍一、増田義一である。

その後、馬來護謨公司是、1917(大正6)年10月、トレンガス州の土地約3,000エーカーの未墾地を買収し、資本金を倍加して100万円とした<sup>(40)</sup>。1919(大正8)年頃で、馬來護謨公司是、租借地2,323エーカー、植付面積1,823エーカー、採取面積1,623エーカー、産出量年490,000斤であった<sup>(41)</sup>。

#### (9) 日新護謨株式会社

日新護謨株式会社は、シンガポール島内に事業地を有し、古河財閥・渋沢財閥系の資金により1913(大正2)年5月に設立された。中央市場との交通利便の地にあった。資本金は30万円(全額払込)で、シンガポールの安茂郷のゴム園面積は、1,042エーカーであった<sup>(42)</sup>。

シンガポールを拠点とする日系ゴム園は、日新護謨のみであった。日新護謨は、1915(大正4)年3月、シンガポールにゴム加工工場を稼働させ、ゴムの販売加工作業を開始した<sup>(43)</sup>。

### (10) 熱帯産業株式会社

熱帯産業株式会社は、三井財閥が出資し経営していた三井護謨園の事業を継承する形で、マレーのジョホール州を栽培地として、1915（大正4）年5月、三井合名の半額出資のほか出資者は三井家事業者を中心に設立された。社長は川田鷹（海外興業株式会社取締役、東京電気鉄道取締役、東京移民合資社長、伯刺西爾拓殖取締役、南米移民取締役）、取締役は有賀長文（王子製紙取締役）、柴田栄吉（台湾拓殖製茶取締役）、今村繁三（今村銀行頭取、台湾拓殖製茶取締役）、川上精一、監査役は原邦造、三神敬長である。現地では、支配人として川上精一が経営に当たった<sup>(44)</sup>。

1920（大正9）年4月期では、資本金が500万円（払込125万円）、栽培面積が約10,000エーカーで、農園の従業員が1,039人（日本人36人、中国人107人、インド人107人、マレー・ジャワ人376人）と、マレーの日系事業者の中では大きな規模のゴム栽培園の一つであった<sup>(45)</sup>。

### (11) ジョホール護謨栽培株式会社

ジョホール護謨栽培株式会社は、1918（大正7）年4月、資本金25万円、全額払込で、岡部常太郎（三五公司以てゴム栽培に関わった経験を持つ）の所有ゴム園（護謨園494エーカーと附属資産）を継承し設立された。同社は、同年11月ラサゴム園を買収し、175万円増資して資本金を200万円に改めた。1919（大正8）年当時の経営者は、常務取締役に岡部常太郎、監査役に辻川徳之助、取締役に犬塚信太郎、原田雄門、辻川敬三、白須金三郎、相生由太郎、監査役に柴崎雪次郎、秦傳次郎、小出熊吉、であった。岡部常太郎は、長く三五公司以て、ゴム栽培に携わり、後に自ら護謨園を経営して、ジョホール護謨栽培株式会社の設立を主導した。1919（大正8）年当時の意事業地総面積は、559エーカー程度であった<sup>(45)</sup>。

### (12) 台湾拓殖株式会社のマレー護謨園

台湾拓殖株式会社は、1916（大正5）年10月、

マレー半島ジョホール州鉄道沿線のラヤンラヤン駅付近のゴム園を買収し、ゴム園経営にも乗り出した。シンガポールの日本人栽培業者協会幹事であった小此木爲二が経営の任に当たった。その後、リオ群島に約10,000エーカー（内植付1,000エーカー）の事業地を買収した<sup>(46)</sup>。

1919（大正8）年頃、台湾拓殖株のマレー護謨園は、租借地1,059エーカー、植付面積270エーカー、採取面積266エーカー、産出量年62,000斤であった<sup>(47)</sup>。

### (13) 宿大護謨株式会社

宿大護謨株式会社は、1917（大正6）年7月、マレーのジョホール州のスクダイで広瀬橋三・広瀬実光が保有していたゴム園を取得し、資本金30万円（払込9万円）で設立された。設立時の経営者は、専務取締役に広瀬橋三、取締役に法華津孝治であった。出資者は、保有ゴム園を売却した資金で出資した広瀬橋三、広瀬実光の外は、森村銀行を母体とする森村財閥の関係者である森村開作、法華津（同じ森村財閥系のゴム栽培会社である南亜公司の取締役）であった。宿大護謨の社名はジョホール州の地名スクダイの音を当てたものである<sup>(48)</sup>。

森村財閥の関わるゴム園は、この宿大護謨公司与南亜公司となり、2園となった。ただし宿大護謨公司の事業規模は南亜公司に比べれば大きくない。その後、1920（大正9）年2月、45万円増資し、資本金75万円となった。事業も再生ゴム工場やジョホール政府の要請による食糧生産とその販売、ゴム以外の栽培および農園の売買にも事業範囲を拡張し、事業が多角化した<sup>(49)</sup>。

1919（大正8）年頃で、宿大護謨は、資本金30万円、ジョホール州のスクダイにゴム園を保有し、租借地875エーカー、植付面積369エーカー、採取面積50エーカー、であった<sup>(50)</sup>。

### (14) 土乃護謨株式会社

土乃護謨株式会社は、1918（大正7）年4月、社長が榎本春之助、払込資本金が2万5千円で

設立された。土乃護謨株式会社は、マレーのジョホール州鉄道沿線のセナイに事業地を有していた常務取締役の池田旭所有の個人ゴム園を継承するものである<sup>(51)</sup>。社名は買収したゴム園の所在地がジョホール州セナイに所在していたことに由来する。出資者は、池田旭、榎本春之助、原邦造（明治製糖取締役）、川崎肇、榎本武憲（子爵）、宇都宮金之丞、岩倉道俱（男爵、帝国倉庫取締役）、松方正熊（帝国製糖専務）、干田牟妻太郎（千田護謨園主）などである。

1919（大正8）年8月、同社ゴム園南側所在の華僑ゴム園489エーカーを買収し、1920（大正9）年9月にも、華僑ゴム園408エーカーを買収した<sup>(52)</sup>。1919（大正8）年頃で、土乃護謨は、資本金150万円、ジョホール州のセナイにゴム園を保有し、租借地1,200エーカー、植付面積500エーカー、採取面積200エーカー、産出量年19,040斤であった<sup>(53)</sup>。

#### (15) 株式会社南進公司

株式会社南進公司是、1918（大正7）年3月、1911（明治44）年事業開始の旧南進会社のゴム園資産を買収して別法人として、資本金100万円（払込25万円）で設立された。設立時の南進会社の社長に平沼亮三（横浜電線製造株式会社取締役）、取締役に頼母木桂吉（帝国通信社取締役、日本タイプライター株式会社取締役）、飯塚茂（シンガポール在住の事業家）、伊藤定七（日本セメント株式会社取締役、東京府農工銀行取締役）、増田与一（増田貿易株式会社取締役、横浜在住）、監査役中村房次郎（日本カーボン株式会社取締役、馬來護謨公司取締役、横浜生命保険株式会社取締役）、監査役に橋本喜造（橋本汽船株式会社取締役、佐賀紡績株式会社取締役）である。南進公司の出資者は、橋本喜造、平沼亮三、中村房次郎などの横浜の事業家を中心であった。

南進公司の事業地は、ジョホール州スンゲイブロウで、ゴム園面積は1,300エーカーであった。さらに、南進公司是、1919（大正8）年11月、スンゲイブロウ植林地に隣接するゴム園を華僑

経営者から買収した。これによりジョホール州のゴム園は登記済1,689エーカーとなった<sup>(54)</sup>。

#### (16) 日東護謨株式会社

日東護謨株式会社は、1917（大正6）年2月、資本金60万円（払込15万円）で大分銀行が大分県の資産家の資金を集めて設立した。事業地は、マレーのジョホール州で、租借地1,000エーカーのゴム園を買収した。社長は小野駿一（大分銀行頭取）、取締役は板井勘兵衛（大分銀行取締役）、渡辺為喜（大分在住）、原駿一郎（大分銀行取締役）などである。

その後ゴム園の買収と増資を行い、1919（大正8）年頃で、資本金150万円、ジョホール州のレンガムとセナイの2園を保有し、租借地5,450エーカー、植付面積1,800エーカー、採取面積500エーカーであった<sup>(55)</sup>。

#### (17) その他のゴム栽培会社

マレーのジョホール州湖畔には、朝日護謨株式会社（設立1913（大正2）年）、南洋護謨拓殖株式会社（設立1916（大正5）年4月）、日南護謨株式会社（1911（明治44）年5月創業）、等の日系栽培会社があった。

その他に、ジョホール州湖畔には、個人経営の日本人ゴム園が多く存在した<sup>(56)</sup>。

### 第7節 ポルネオ・スマトラ等でのゴム栽培会社

#### (1) ポルネオ護謨株式会社

ポルネオ護謨株式会社は、スマトラ島東海岸アチエ州スマントウ園を買収して1917（大正6）年12月に創立された。設立当初の資本金は500万円（払込125万円）で、経営者は、社長に横山章、常務取締役に浦渡襄夫、遠藤隆夫、上原鹿造、取締役に宇都宮金之丞、森盛一郎、野口勘三郎、平沼亮三、河野卓治、監査役に林熊徴、横山俊二郎、増田義一、佐藤甚九郎、天津淳三であった。その後、更にその接続地トーランチョ栽培地2,375エーカーを約1万9千円で買収した<sup>(57)</sup>。1919（大正8）年頃で、ポルネオ護

謨は、資本金500万円、スマトラ島アチエにゴム園を保有し、租借地6,125エーカー、植付面積625エーカー、採取面積550エーカー、産出量年200,000斤であった<sup>(58)</sup>。

## (2) スマトラ護謨拓殖株式会社

スマトラ護謨拓殖株式会社は、最も早く蘭領スマトラ島に赴き、ドイツ人経営のスノウロのゴム園を買収して、1918（大正7）年3月に創立した。創立時の資本金は200万円（払込50万円）であった。社長は宇都宮壮十郎、三五公司にいた栗原一郎が常務取締役として経営にあたった<sup>(59)</sup>。取得したゴム園は、スマトラ東海岸州スメルゲンにあり、租借地面積4,828エーカー、既墾地463エーカーであった。

その後、1919（大正8）年3月に、山地土佐太郎（山地汽船社長）は、社長であった宇都宮壮十郎から株式の大部分を買収して、スマトラ護謨拓殖の社長に就任し、以後終戦までスマトラ護謨拓殖の経営に携わった<sup>(60)</sup>。

## (3) 南国護謨株式会社

南国護謨株式会社は、蘭領リオ群島を栽培地として、1918（大正7）年7月、資本金100万円（払込25万円）で設立された。栽培面積は、約1,000,000エーカーである。蘭領リオ群島は、シンガポール沖にあり、交通の便の良い所である<sup>(61)</sup>。南国護謨の社長は島津久賢（貴族院議員、男爵、東京セルロイド取締役、大和護謨工業社長）、取締役は、寺島誠一郎（八千代生命保険取締役）、愛甲兼達（鹿児島紡織監査役、東印拓殖取締役、大和護謨工業監査役）、児玉好熊（鹿児島在住）、吉田啓蔵（大正板硝子取締役、南洋護謨常務取締役、大和護謨工業監査役）である。出資者は、宇都宮金之丞（大正板硝子代表取締役、鹿児島紡織社長）、島津久賢、松方正熊（帝国製糖専務取締役）、などである。鹿児島県人の出資が多かった<sup>(62)</sup>。

## 第8節 台湾でのゴム栽培会社

藤倉電線株式会社は、1912（明治45）年3

月に、台湾高雄の旗山郡杉林庄新庄において官有林700町歩の年期貸付を受け、ゴム栽培事業に着手した。この頃には高雄の下鳳山の藤井農場の他に、高山、村井等の有力農場もゴム栽培に着手していた。台湾では、大正の始めの頃にゴムの種子を輸入して苗木を育成し、これを植付けたが、実際の栽培に障害が続出したことと、ゴム相場が暴落したために、事業を中止するものが続出した。藤倉電線のゴム栽培もその後、事業が停滞した状況が続いた<sup>(63)</sup>。

## 第2章 日本企業の南方へのその他の栽培事業、林業への進出

### 第1節 栽培事業への進出

南方での日本人経営の栽培事業は、ゴムのほかには、マニラ麻を始めとして、椰子、油脂植物、茶、コーヒー、棉花、サイザル麻、規那、香料植物等がある。その中で、椰子栽培事業は、日本の南方栽培事業として、ゴム、マニラ麻に次ぐ事業であった。1939（昭和14）年当時、日本の南方での椰子栽培事業は投資額800万円程度で、南方栽培事業の中で第3位にあった。ココ椰子は、食用油、石鹼等の原材料として使われた。

主要な日本の椰子栽培会社として図表9のような企業があった<sup>(64)</sup>

図表9 日本の椰子栽培会社（昭和16年当時）

ココ椰子	投資額	事業地
太田興業株式会社	7,000千ペソ	フィリピン・ダバオ
古川拓殖株式会社	1,150千ペソ	フィリピン・ダバオ
ピソ農牧株式会社	1,000千ペソ	フィリピン・ダバオ
パンラン興業株式会社	450千ペソ	フィリピン・サンボアンガ
サンボアンガ殖産株式会社	480千ペソ	フィリピン・サンボアンガ
タワオ・エステート・リミテッド	—	英領ボルネオ、タワオ、サンダカンおよび西海岸州
台湾銀行	937千盾	ジャワ・ニシアル
南洋貿易株式会社	900千盾	セレベス、ミナハザ
セレベス興業株式会社	550千盾	セレベス、ミナハザ

台湾銀行	550千盾	ニューギニア、マ コー島
油椰子		
野村東印度殖産株式会社	2,406千盾	スマトラ、アチェ州
東山栽培株式会社	3,763千盾	スマトラ東海岸
大倉スマトラ農場	1,140千盾	スマトラ東海岸

(出所:樋口弘(1942)『南方に於ける資本関係』  
味燈書屋、8-10頁。)

南方における主要栽培物と日系企業との関係  
について、ゴムとマニラ麻を除き、その概要は以  
下である<sup>(65)</sup>。

#### (1) ココ椰子

ココ椰子の栽培は、戦前においては、南方に  
おける日本人の栽培事業中ゴム、マニラ麻に次  
ぎ第3位を占める程、重要な産物である。日本  
人経営の椰子園はフィリピン、マレー半島、ジャ  
ワ、スマトラ、ボルネオ、セレベス等広く公布  
し、地域的にいえば、最も広範囲に及んでおり、  
その進出の時期は、概ねゴムやマニラ麻への進  
出後間もない頃である。

ココ椰子栽培地は、マニラ麻の間作物として  
栽培されるフィリピンのダバオが最も多かった。  
ココ椰子の多くは、南方での日本資本の大規模  
栽培会社、もしくは、台湾銀行などの副業とし  
て栽培されていた。

#### (2) 油椰子

油椰子の栽培業へはじめて進出したのは、  
1923(大正12)年のことで、野村東印度殖産  
会社が、スマトラ島東海岸州において、外国人  
より油椰子園を買収し、その経営に着手した。

油椰子栽培地は、スマトラ島東海岸州が中心  
で、野村東印度殖産、東山栽培、大倉農業など  
財閥系の企業が栽培を行っていた。その3社の  
投資額は、昭和14年当時、150万円を超える金  
額であった<sup>(66)</sup>。

#### (3) 茶

南洋における邦人の茶栽培は、1932(大正

7)年末、南国産業株式会社がジャワにおいて、  
オランダ会社を買収したのに始まった。その後、  
南洋興発株式会社がジャワのハリムシで、チカ  
ネリー栽培株式会社がジャワのチカネリーおよ  
びグンマン・パデカで、茶園の経営に乗出した。

#### (4) コーヒーおよびカカオ

コーヒーの栽培は、ジャワのテンポアセオに  
おいて茶園経営の南国産業株式会社が、スマト  
ラのアチェ州においては油椰子園経営の野村東  
印度殖産株式会社が、それぞれ本来の栽培業に  
遅れて着手した。また、フィリピンやセレベス  
には個人経営のコーヒー園もあった。カカオに  
ついては、ジャワの南国産業株式会社、スマト  
ラの昭和ゴム株式会社が、試験的に栽培を行っ  
ていた程度である。

#### (5) 綿花その他の繊維

綿花の栽培については、1933、1934(昭和8、  
9)年以後、ニューギニアでの南洋興発株式会  
社、ミンダナオ島での太田興業株式会社等があ  
る。サイザル麻の栽培については、1918(大正7)  
年以降、中部ジャワにおいて東印拓殖株式会  
社が着手したが、その後に個人経営に移った。

#### (6) 米

米については、1927(昭和4)年以來、株  
式会社日沙商會がボルネオのサラワックにおい  
て、日本人米作移民の入植をも図って、水田の開  
発に当たった。タイ国においても、その頃からは  
じめは個人の経営として、後には三菱の手によ  
って栽培された。

#### (7) 甘藷

日本人の南方における糖業への投資としては、  
中部ジャワにおけるケダーレン農事株式会社が  
1社あるのみであった。この甘藷園は、1920(大  
正9)年に、内外製糖会社がこれをオランダ人  
より買収経営し、その後1923(大正12)年に、  
その経営が大日本製糖株式会社に移った。

## (8) その他

以上のほか、コシヤム、デリス（トバ根）、タピオカ、シトロネラ（香料）、カボック等があったが、南方全体におけるこの種事業からみれば、日本人のそれは微々たるものであった。

以上のように、南方での日本人の栽培事業は、かなり多方面に及んでいたと言えよう。

## 第2節 林業への進出

日本が南方への林業に進出し、森林を租借して伐採し、輸出するという林業事業に進出したのは、1918、1919（大正7、8）年頃からである。その後、進出が増え、1939（昭和14）年当時、日本の南方への林業投資額は2,000万円を超える規模であった<sup>(67)</sup>。その租借事業地は、フィリピンのルソン島、ミンダナオ島、ミンドロ島など、および蘭領ボルネオ、英領ボルネオ等であった。

南方での日本の林業事業は、三井、岩井、安宅、古川、栗林等、木材貿易業者の進出したものが大部分を占め、いずれも輸出業務を兼ねていた。このように、南洋での日系林業事業は、大手財閥、大手貿易会社が出資した企業が多かった。蘭領ボルネオの東海岸には、東洋拓殖の資本による南洋林業会社が、1930（昭和5）年以来、事業を行っていた。英領ボルネオのクワオでは、三菱系のタワオ・エステートと日産農林工業が、ゴム、マニラ麻の栽培と同時に、森林を租借経営していた。マレー半島のジョホールでは、石原産業会社が、森林伐採事業を行っていた<sup>(68)</sup>。

主要な日本の林業会社として図表10のような企業があった。

図表10 日本の主要な南方への木材会社（昭和16年当時）

	投資額 (千円)	事業地	資本系統
比律賓木材輸出株式会社	1,900	フィリピン・ルソン	—
日比興業株式会社	1,160	フィリピン・ルソン	栗林商店

日比企業株式会社	650	フィリピン・ホリコ	—
ミンドロ木材株式会社	760	フィリピン・ホリコ	安宅商店
スマギー木材株式会社	619	フィリピン・ホリコ	岩井商店
北ミンダナオ木材株式会社	1,970	フィリピン・ミンダナオ	三井系
タゴン商事株式会社	270	フィリピン・ダバオ	三井系
ギングー木材株式会社	980	フィリピン・ミンダナオ	—
ガルフ木材株式会社	2,290	フィリピン・ダバオ	古川拓殖
テイプンコ木材株式会社		フィリピン・ミンダナオ	古川拓殖
住友商店	200	フィリピン・ミンダナオ	—
南洋物産株式会社		フィリピン・ミンダナオ	—
南洋林業株式会社	5,080	蘭領ボルネオ	東洋拓殖系
ボルネオ物産商会	751	蘭領ボルネオ	播磨造船所
雪本商店		蘭領ボルネオ	—
日産農林工業株式会社	600	蘭領ボルネオ	日産系
タワオ・エステート・リミテッド		蘭領ボルネオ	三菱系
野村商事株式会社	200	蘭領ボルネオ (買材のみ)	
山田種章商店	500	蘭領ボルネオ (買材のみ)	
石原産業公司		マレー半島	
蘇島木材津行		スマトラ	

（出所：樋口弘（1942）『南方に於ける資本関係』味澄書屋、15-16頁）

## (1) フィリピンへの日系林業企業の進出

戦前において、日本企業の南方における林業投資の中心地の一つはフィリピンであった。フィリピンへの日系林業企業の進出形態を、フィリピンの山林法による分類によれば、以下のような4つがある<sup>(69)</sup>。第1は、日本人の名義により伐採権を有し、日本側が全額出資する直営の形態である。第2は、日本とフィリピンとの出資による共同名義という合弁の形態である。第3は、フィリピン人の名義に依るが、日本側が全額投資する形態である。第4は、融資



という形で投資する形態である。

第1の日本人名義による全額出資の形態は、一般に20年を限度とする長期採取権を有する。この形態の投資として、比律賓木材輸出株式会社、南国企業株式会社、古川拓殖株式会社等があった。比律賓木材輸出株式会社は、ルソン島カングランに全額出資名義の事業地を持ち、木材輸出も自社で行う企業であった。南国企業株式会社は、ミンダナオ島ダバオに全額出資名義の事業地を持ち、木材輸出については三井物産が担った。古川拓殖株式会社は、ミンダナオ島ダバオに事業地を持ち、木材輸出については三菱商事が担った。しかし、フィリピンは、1935（昭和10）年11月以降、「米比人又は米比の資本60%以上の法人でなければ伐採権を許可しない」と定められ、日本人名義のみによる伐採許可は認められなくなった。

第2の日比合弁による投資は、フィリピン人の投資額の比率が60%以上必要であると定められた。しかし、名義上はそうになっているにもかかわらず、現実には日本側がそれを上まわって出資する事例もあった。この合弁形態の企業の設立は、1935（昭和10）年11月以降になされた。日本の木材市場に南洋材が大量に輸入されはじめたのは、この頃からである。この日比合弁形態の投資として、日比企業株式会社、南国企業株式会社、安宅商会、岩井商店、ボルネオ物産会社等があった。日比企業株式会社は、出資比率33%でルソン島デインガランに事業地を持ち、木材輸出は自社で行った。南国企業株式会社は、全額出資するが名義上は30%でミンダナオ島アグサンに事業地を持ち、木材輸出は三井物産が担った。安宅商会は、2つの事業があり、全額出資するが名義上は25%でミンダナオ島スリガオの事業地、および全額出資するが名義上は40%でミンダナオ島ナウハンの事業地があり、木材輸出については自社で行った。岩井商店は、全額出資するが名義上は40%でミンダナオ島スマギーに事業地を持ち、木材輸出は自社で行った。ボルネオ物産会社は、2つの事業があり、名義上20%でバシラン島バシランの

事業地、およびミンダナオ島クリアの事業地があり、木材輸出については自社で行った。

第3のフィリピン人の名義に依るが、日本側が全額投資する形態は、かなり多くの事業地においてあった。これは、比律賓木材、南国企業等の日系木材企業、および商社等にあった。比律賓木材株式会社は、ミンダナオ島にこの形態で5つの事業地があった。南国企業株式会社は、ミンダナオ島にこの形態で3つの事業地があった。比律賓木材株式会社は、ミンダナオ島にこの形態で5つの事業地があった。ギンゲー木材株式会社は、ミンダナオ島ギンゲーにこの形態で事業地があった。日比企業株式会社は、ポリロ島ポリロにこの形態で事業地があった。その他に、商社として、住友商会は、ミンダナオ島のルナオに、安宅商会は、ミンダナオ島のナツビットにこの形態で事業地があった。

第4の融資という形で投資する形態は、例えば融資する金額に相当する木材を相手方より入手することによって融資額の支払いを受けるような形である。この形態は、ギンゲー木材、住友商店、ボルネオ物産、安宅商会などがあった。

## （2）ボルネオの日系林業企業の進出

戦前において、日本企業の南方における林業投資のもう1つの中心地は、英領北ボルネオと、蘭領ボルネオといったボルネオであった。ボルネオの日系林業企業の進出では、事業地を日本人自らの手で経営して伐採ならびに日本への輸出を行う形態、および、外国業者の伐採された木材を購入し、これを輸出するという、2つの形態があった<sup>(70)</sup>。

英領北ボルネオでの日系木材企業として、日産農林工業株式会社、野村商事株式会社、山田商店等がある。日産農林工業株式会社は、英領北ボルネオを代表する日系木材企業で、同社はゴム園の開発が主目的であるが、その租借地を開墾するために伐採した木材を輸出した。日産農林工業は、北ボルネオにあって事業地を直営する唯一の日本企業で、事業地はタワオにあった。野村商事株式会社は、直営事業を行わず、

外国木材伐採事業者との契約によって買材し、主として日本向に木材を輸出した。山田商店も、外国企業から買材し、これを日本内地または外地などに輸出した。

蘭領ボルネオでの日系木材企業として、南洋林業株式会社、ボルネオ物産会社、安宅商会、山田商会等があった。南洋林業株式会社は、蘭領ボルネオを代表する日系木材企業で、同社はタラカン、サンクランに事業地を経営し、主に日本向に輸出を行った。ボルネオ物産会社は、サマリダ、プラオに事業地を有し、木材を輸出した。安宅商会は、パリックババン付近に事業地を有する雪本商会と提携し、木材を輸出した。その他、山田商店がある。

### 第3章 南方への水産業への進出

#### 第1節 南方への水産業への進出の概要

日本の水産業の南方への進出は、長い歴史がある。南洋へ日本人漁夫の出漁を見たのは、かなり古いことと思われるが、組織的に出漁するようになったのは1913、1914（大正2、3）年の頃からである<sup>(71)</sup>。日本の水産業の南方への発展は、マライ半島、スマトラ、ジャワ、ボルネオ、セレベス、フィリピン、オーストラリア等、極めて広大な地域に及んでいた。漁業は、鰹、鮪などの魚や、高瀬貝、蝶貝類の採取などがあった。日本漁船は、シンガポール、バタビヤ、アンボン、マカッサル、メナード、ダバオ、マニラ等の各港を根拠地として、漁業を行っていた。南方での日本の漁業は、企業組織、漁業組合、個人などによって、営まれていた。日本の漁民は、南方でしばしば領海侵犯、関税法違反等の国際上の問題をも惹起するに至り、時に、昭和の倭寇とまで呼ばれていた。特に、満洲事変後、日本の南進に対する警戒的措置がなされ、この日本漁船の活動は、その警戒の対象となり、くり返し国際上の紛争を惹起した<sup>(72)</sup>。

1940（昭和15）年当時、日本の南方の水産業は、フィリピンのマニラとダバオ、英領マレーのシンガポール、英領北ボルネオのタワオ付近、ジャバの北部海岸、スマトラの東海岸、セレベ

スのメナド等を根拠として活躍する日本人水産業者は6,000人に達し、年産額1,800万円を挙げていた<sup>(73)</sup>。

日本の南方での水産業において、企業的組織によるものは、北ボルネオのタワオにおけるボルネオ水産株式会社、フィリピンのザンボアンガを根拠地とする南洋水産株式会社（フィリピンの法人としてはシーフード・コーポレーションと呼ぶ）、シンガポールを中心とした永福虎（えいふくとら）の大島公司、メナード地方を根拠とする大岩氏の日蘭漁業公司などがあり、何れも大正の末期から、昭和の初期にかけてであった<sup>(74)</sup>。

ボルネオ水産株式会社は、1926（大正15）年創立され、1927（昭和2）年にその事業を開始した。ボルネオのタワオの沖合のシミアミル島を根拠地として鰹、鮪漁業を行った。さらに1938（昭和13）年末に、北ボルネオの北端バンゲイ島に、第2の漁業根拠地を設けて、漁業を営んだ<sup>(75)</sup>。

南洋群島での水産業においては、日本資本の南洋興発株式会社の関連会社である南興水産株式会社が、代表的な企業である。

#### 第2節 南興水産株式会社の事例

南興水産株式会社は、1935（昭和10）年1月、南洋群島での開発の中心的企業である南洋興発株式会社の水産事業部が独立し、資本金120万円で設立された。主要な事業は、鰹漁業および鰹節の製造・販売である。さらに、当時南洋群島には水産業者のための金融機関や漁業資材等を供給する機関がなかったため、これらの事業を行った。

1937（昭和12）年当時に、直営漁船21隻、共同出費漁船7隻、契約漁船16隻、計44隻を持ち、主として鰹漁業を営み、漁獲物（主として鰹）の取扱扱量296万貫、節製造高約50万貫であった。1938（昭和13）年3月、南興水産株式会社は、資本金を270万円に増資し、漁船、製氷工場、冷蔵庫等の事業設備を拡充し、続いて1939（昭和14）年12月、資本金総額を500

万円に増資した。さらに、1941（昭和16）年、資本金総額を1,000万円に増資した<sup>(76)</sup>。

1941（昭和16）年当時の事業状況をみると、所有漁船はパラオ島で30隻、サイパン島で16隻、トラック島で14隻、ポナペ島で4隻、合計64隻である。パラオ、サイパン、トラックの各島に製氷冷蔵庫を有し製氷能力1日40トンである。資本構成をみると、株式総数10万株のうち71,990株は南洋拓殖株式会社、24,610株は南洋興発株式会社が所有し、南洋拓殖系の子会社形態である。取締役会長は南洋興発の松江春次、社長は杉田芳郎、専務は庵原市藏、常務は上野省三である。従業員は約1,500人で、その家族は700人を上るが、関係漁船およびその家族を入れる総勢5,000人を上るといわれている。

以上のように、南興水産株式会社は、南洋拓殖の子会社として、南洋における水産資源開発の先駆として事業運営に当たっていた<sup>(77)</sup>。

### 第3節 ボルネオ水産株式会社の事例

ボルネオ水産株式会社は、戦前の英領ボルネオにおける唯一の日系漁業会社であった。大正の初め、台湾総統府関係の南洋開発組合がボルネオにおいて農園および病院の経営を行っていたが、農園従業員に新鮮な魚類を供給する目的で1918（大正7）年に新たに漁業部を設けて、漁船を廻航して延縄漁業を開始したのがボルネオでの日本人漁業の始まりである。この南洋開発組合の漁業部は、その後1921（大正10）年まで漁業を継続したが、組合事業縮小のため、漁業部の財産権利の一切を従業員の折田一二に譲渡し経営を委ねることになった。その後、1926（大正15）年、北ボルネオ政府からシヤミル島を租借、同年8月ボルネオ水産公司（資本金30万円）の漁業合資会社を設立した。1927（昭和2）年3月より漁船2隻で鯉釣漁業、鮪延縄漁業および鯉節製造事業を始め、製品は全部日本に輸出した。当時漁夫は20人、職工5人で、1931（昭和6）年には80万ドルの水揚高を示した。1933（昭和8）年には漁夫80人、職工女工60人、幹部社員10人、従

員合計150人となった。1933（昭和8）年12月、合資会社形態から株式会社形態に変わり、資本金50万円のボルネオ水産株式会社となった。業務を拡張して、欧州向け鯉節罐詰の製造に着手し、製氷工場の増設も行った。1934（昭和9）年7月、資本金を200万円（半額払込）に増資した。同年1934（昭和9）年7月、ボルネオ水産株式会社は、日本水産株式会社の支配下に入った。1938（昭和13）年1月、バンキー島に罐詰工場その他の附属施設の建造に着手し、翌年の1939（昭和14）年1月より業務を開始した。さらに1939（昭和14）年、資本金を250万円（50円増額）に増資した<sup>(78)</sup>。

1941（昭和16）年当時、ボルネオ水産株式会社は、漁業者数では会社直属の者が81人、そのほか出漁団82人で、漁船は11隻、餌料船に使用する伝馬船大小7隻である。本社を東京に置き、クワオに事務所、シヤ、ミル、バンキー島に作業所、サンダカンに駐在所があった。製品は、罐詰が大部分で、ほかに鯉節製造があった。シヤミル島は鯉節工場（1日生産3,000貫）、罐詰工場（1日生産300ケース製造）、製氷工場（日産10トン）等の外に、修理工場、網修理場及倉庫、需品倉庫、病院、食堂、従業員宿舍等があった。さらにバンキー島には、罐詰工場（日産300ケース）があり、それに付随して鯉節工場および製氷工場、修理工場、需品倉庫、病院、炊事場、従業員宿舍等の設備があった。罐詰事業は、欧米市場への輸出も多かった<sup>(79)</sup>。

### 第4節 大昌公司の事例

大昌公司は、1922（大正11）年、永福虎（えいふくとら）によってシンガポールで設立された日本人経営の漁業会社である<sup>(80)</sup>。大昌公司は、シンガポールに本店を置き、設立以降、着実に発展し、シンガポールを中心とした南洋での代表的な日系水産会社となった。

大戦前の時期、大昌公司は、マレー方面日本人漁獲総高の約80%を占め、年間売上高は約100万ドル、その使用船舶は、運搬船25隻、発動機漁船30余隻、帆走漁船20隻、漁業漁夫は

約700人、また最新式製氷工場と、冷凍倉庫を備えていた<sup>(81)</sup>。

## 第5節 日本真珠株式会社の事例

日本真珠株式会社は、1939（昭和14）年1月に創業され、南洋群島パラオ諸島ならびにコロール島を根拠地として操業していた。南洋の真珠貝は、鰹鮪漁業に次ぐ重要漁業であった。

1941（昭和16）年当時の資本金は、150万円（全額払込）で、主要事業は、真珠貝の採取、運搬、保管、売買ならびに委託売買、真珠貝採取船の経営、真珠貝採取業者に対する物資の供給および金融、これに関連する代理業ならびに付帯事業である。操業区域は北豪州の沖合で、1941（昭和16）年当時、漁船は母船1隻、運搬船7隻である。社長は兒玉貞雄、専務は石川忠一であった。日本真珠株式会社の主要な出資会社は、南洋殖産、南洋興発、南洋貿易等であった<sup>(82)</sup>。

## おわりに

本稿を終えるにあたって、戦前の日本企業の南洋・南方進出で、重要な点をまとめておこう。

第1は、戦前の日本企業の南方・南洋進出は、製造業は比較的少なく、栽培業、貿易、小売業等が中心であったことである。その中でゴム栽培は、フィリピンなどのマニラ麻栽培、南洋や台湾を中心とした砂糖キビ栽培と並ぶ、重要な事業であった。鉱業・資源開発は、石原産業などの少数の企業のみであった。ゴム産業は、世界的に自動車、軍事産業などの発展により、戦前期急速に需要が拡大し、その原料としての天然ゴムの需要は増加した。日本においても、急速にゴム製品の生産は増え、天然ゴムの重要性は高まった。これに対応して、日本は外国から天然ゴムを輸入するのではなく、独自に南方においてゴム栽培事業を行うという機運が高まったのである。日本企業の南方・南洋へのゴム栽培事業投資は、日本本土の資本が中心であったが、シンガポールなど南洋に在住していた日本人商業資本家の投資もあった。

第2は、日本の南方でのゴム栽培事業は、明治末期頃というかなり早い時期に進出し、日本企業の海外への直接投資の嚆矢であったことである。日本企業の南方へのゴム栽培事業企業への進出は、1907（明治40）年頃からであるが、それ以前にもマレーのゴム園経営に乗り出した日本人も少数いた。1903（明治36）年、マレー半島のスレンバン付近に笠田直吉と中川菊蔵がゴム園を買収したのが、日本人の南方でのゴム栽培の最初であるとされており、1910、1911（明治43、44）年頃から、日本の南方へのゴム進出は本格化した。その頃ゴム相場が急騰し、ゴム需要が拡大し、シンガポール在住の日本人、日本在住の日本人、日本の企業などがゴム園経営に乗り出した。この時期以降、日本は、海外移民が急激に増え、海外への企業進出も増加し、南洋ブームの観があった。そのため、南洋にはかなりの数の日本人が在住し、ゴム栽培等の栽培事業、商業、貿易、その他のサービス業、水産業などに従事した。

第3は、三菱、三井、森村、古河、藤田、川崎、渋沢、日産などの日本を代表する財閥が、明治末期から大正にかけてこぞって南方へのゴム栽培への投資を始めたことである。その外に、台湾拓殖などの国策企業のゴム栽培への投資もあった。

三菱財閥は、三五公司、三井護謨園およびその後の熱帯産業株式会社との関係が深かった。三五公司は、経営者である愛久沢直哉が三菱合資の出身であり、三菱財閥の岩崎家から資金支援を受けていた。三井護謨園は、1911（明治44）年1月、三井家同族会（後に三井合名となる）によりマレーのジョホールに土地を租借し、事業を開始した。その後、三井護謨園は、1915（大正4）年5月、熱帯産業株式会社となった。森村財閥は、南亜公司、宿大護謨との関係が深かった。南亜公司は、1911（明治44）年10月、取締役会長に森村開作、出資者に森村関係の人で8割を占める形で、英領マラヤ、ジョホール州コタテンギ、トロスガの地を租借し、設立された。宿大護謨は、1917（大正6）年7

月、マレーのジョホール州のスクダイで、広瀬橋三、広瀬実光のほか、森村銀行を母体とする森村財閥の関係者である森村開作、法華津（同じ森村財閥系のゴム栽培会社である南亜公司の取締役）などの出資により設立された。古河財閥は、1911（明治44）年、当主である古河虎之助が個人ゴム園としてマレーのジョホール河西岸のチランの租借地を取得し、事業を開始した。また、古河財閥は、シンガポールに事業地を有し、1913（大正2）年5月、設立された日新護謨株式会社にも出資していた。藤田財閥は、1911（明治44）年11月、合名会社藤田組によりマレーのジョホール河西岸において租借地を取得し南興護謨栽培所として開設された。その後、1919（大正8）年、藤田組護謨園は、南興殖産株式会社となった。川崎財閥は、1910（明治43）年7月、川崎造船所を経営する松方幸次郎により、マレーのジョホール州サンテイでの租借地を取得し、松方護謨園としてゴム栽培の事業を開始した。渋沢財閥は、1912（大正元）年4月、渋沢栄一と彼の知己の事業家、および大隈重信系の事業家を出資者として、マレー半島の中部ネグリスマラン州スレンバン市外に租借地を取得し、馬來護謨公司として事業を始めた。また、渋沢財閥は、シンガポールに事業地を有し、1913（大正2）年5月、設立された日新護謨株式会社にも出資していた。日産財閥は、「日産コンツェルン」の母体である久原鋳山の創立者である久原房之助が、1916（大正5）年2月、英領北ボルネオのタワオに日本産業護謨を設けた。その後、1928（昭和3）年、久原鋳山は、鮎川義介が創立した日本産業株式会社（日産コンツェルン）の子会社となり、日産コンツェルンの関連会社となった。1934（昭和9）年3月、北ボルネオにおけるタワオ農園事業を日本産業より分離し、日本産業護謨株式会社を設立した。

以上のように、明治の終わりから大正にかけての時期に、日本の代表的財閥は、財閥の当主やその関係者などの個人出資を中心としてゴム栽培事業会社を設立する形で、南洋・南方に進出したのである。

第4は、日本の南洋・南方へのゴム栽培事業は、土地の租借により行われていたことである。英領マレーは、比較的外国資本に対しても土地の租借が認められた。むしろ、政策的に、栽培を目的とした土地の租借により産業を発展させようという政策的な方向性があった。また、蘭領印度においても、マレーほどではないが、外国資本の土地の租借に対して寛容であった。このような背景があり、日本企業は、外国の殖民地であったマレー、蘭領印度などの地域で土地を租借することにより、ゴム栽培園を作り、ゴム栽培事業に進出できたのである。

第5は、日本人経営のゴム栽培園の労働力の担い手は、現地人、苦力であったことである。日本人は、ゴム栽培園の労働者としては少数であった。すなわち、日本人のゴム栽培園は、現地人や苦力が労働者の主体で、日本人はその労働者を管理するという、経営管理を行っていた。苦力とは、マレー、蘭印などの南方地域において栽植労働者などとして働く、現地人、中国人、インド人、ジャワ人等の出稼ぎ労働者のことである。蘭印の政府は、殖民的見地より可及的にジャワ人を移入せしめた結果、1925（大正14）年スマトラ東海岸における外国労働者19万6,708人中、62.5%はジャワ人、23.11%はジャワ婦人、13.62%は中国人であるとしている<sup>(83)</sup>。南方での日本人経営のゴム園においても、現地在住の住民以外に、苦力を労働者として使用したのである。

第6は、南洋・南方への日本の海外進出で意外に知られていないが、興味深いのは水産業の進出である。大正の初めごろから、日本の水産業の南方への進出がみられた。日本の水産業の南方への発展は、マライ半島、スマトラ、ジャワ、ボルネオ、セレベス、フィリピン、オーストラリア等、極めて広大な地域に及んでいた。日本漁船は、シンガポール、バタビヤ、アンボン、マカッサル、メナード、ダバオ、マニラ等の各港を根拠地として、企業組織、漁業組合、個人などによって、営まれていた。1940（昭和15）年当時、日本の南方の水産業は、フィ

リピンのマニラとダバオ、英領マレーのシンガポール、英領北ボルネオのタワオ付近、ジャバの北部海岸、スマトラの東海岸、セレベスのメナド等を根拠として活躍する日本人水産業者は約6,000人に達していた。

以上のように、戦前期においても、日本は南洋・南方において、日本人は移住し、企業活動をするという活発な国際経営を行っていたのである。

## 参考資料

スマトラ興業株式会社定款（1937（昭和12）年4月28日 定時株主総会改正）<sup>(84)</sup>

### 第一章 総則

第一條 本会社はスマトラ興業株式会社と称す。

第二條 本会社の目的左の如し。

一 砂糖、護謨其他熱帯産物の栽培、製造及費買並に之に関係する事業を営むこと。

二 会社用の鉄道、船舶に依り運輸業を営む事。

第三條 本会社は本店を東京市に置き其他適宜の場所に支店若くは出張所を置くことを得。

第四條 本会社の資本金は参百萬円とす。

第五條 本会社の存立期間は設立の日より満五十箇年とす。

第六條 本会社が法令または定款に依りて爲すべき公告は東京市に於て発行する中外商業新報に掲載するものとす。

### 第二章 株式

第七條 株式は記名式にして壹株の金額を五拾円とし総株数を六萬株とす。

第八條 株券は壹株券、拾株券、百株券の三種とす。

第九條 新株式第二回以後の払込は事業の必要に応じて取締役に於て期日及金額を定め期日より三十日前に各株主に通知すべし。

第十條 株主若し株金の払込を怠るときは払込期日の翌日より現払込日まで其払込べき金額に対して金百円に付日歩金四銭の割合を以て遅延利息を徴収す。

第十一條 株式を譲渡したるときは会社の定む

る所に依り当事者連署の請求書に株券を添へて名義書換を請求すべし。

第十二條 相続、遺贈または公費、競売等に因りて株式を承継したる者は戸籍吏の証明書若くは会社に於て必要と認むる証拠書類に株券を添へて名義書換を請求すべし。

第十三條 株券の段損または株式の分割、併合等の事由に因り新に株券の交付を請求する者あるときは会社は相当の手續を経て旧株券と引換に新株券を交付すべし。

第十四條 株券の盗難、紛失または滅失等の事由に因り新に株券の交付を請求する者は其事実を明記し保証人二名以上の連署を以て申出つべし会社は其事実の証明を得たる後請求者の費用を以て其旨を公告し公告の日より六十日を経て異議を申立つる者なきときは新に株券を交付すべし。

第十五條 本会社は手数料として第十一條及第十二條の場合には株券壹通に付金拾銭第十三條及第十四條の場合には同参拾銭を請求者より徴収す。

第十六條 株主または其法定代理人は氏名、住所及印鑑を本会社に届け出つべし其変更ありたるとき亦同し。

第十七條 本会社は公告を爲して株主総会前其他必要の場合相当の期間を定め株式の名義書換を停止することあるべし。

### 第三章 株主総会

第十八條 総会は取締役、監査役其他法律に依りて招集の権を有する者之を招集す。総株金の十分の一以上に当たる会議の目的及招集の理由を示して請求するときは取締役之を招集す。

第十九條 定時総会は毎年四月及十月東京市に於て之を開き臨時総会は必要の場合に於て之を開く。

第二十條 定時総会に於ては前計算期の計算書類及報告書類を査定し且利益配当関する議案其他取締役より提出する所の議案を決議す。

臨時総会に於ては其目的たる臨時の事項を決議す。

第二十一條 総会の議事は予め通知したる目的及事項の外に渉ることを得ず。

第二十二條 総会を招集するには総会の日時、場所、目的及決議すべき事項を記載したる通知書を会日より拾四日前に各株主に発すべし。

第二十三條 総会に於ける株主の議決権は壹株毎に壹個とす。

株主または其法定代理人は他の株主を代理人として議決権を行はしむることを得。

第二十四條 総会の議長は取締役会長または社長に任し其事故あるときは他の取締役之に任す。

第二十五條 総会の議長は議事を整理すまた会議を延期し会場を移すことを得。

第二十六條 総会の決議は定款変更、社債募集、合併、解散其他法律に特別の規定ある場合を除くの外出席株主の議決権の過半数を以て之を可決す可否同数なるときは議長之を決す。

議長は株主として其議決権を行使することを妨げず。

第二十七條 総会の議事要領は議事録に記載し議長及監査役之に署名捺印す。

#### 第四章 役員

第二十八條 株主総会に於て壹百株以上を有する株主中より七名以内の取締役、三名以内の監査役を選挙す。

第二十九條 取締役及監査役は任期は法定の最長期間とす但任期中の最終の配当記に関する定時総会の終結前に満了したるときは其終結に至るまで伸長す。

第三十條 取締役の互選を以て取締役会長または社長を置く其他場合に依り専務取締役及常務取締役若干名を置くことを得。

第三十一條 取締役または監査役に欠員を生したるときは臨時総会を招集して補欠選挙を行うものとす但役員か法定の員数を欠かず且業務執行上差支なきときは補欠選挙を行はざることを得。

補欠または増員の選挙に依り就任したる取締役または監査役の任期は他の同役の残存の期間とす。

第三十二條 取締役は其在任中所有の株式壹百株を監査役に預け置くべし此株式は退任するも株主総会に於て其在任中取扱ひたる事務の承認ありたる後にあらざれば之を還付せるものとす。

第三十三條 取締役及監査役の給料または報酬は株主総会の決議を以て之を定む。

#### 第五章 会計

第三十四條 本会社の決算期は毎半箇年とし十月一日より翌年三月三十一日までを前半期とし四月一日より九月三十日までを後半期とす。

第三十五條 本会社は毎半期に於ける総収入より営業諸費、恩給扶助基金、損失及減価引除金を控除したるものを利益金とし左の通処分するものとす。

一法定積立金	利益金百分の五以上
一取締役監査役手当	利益金百分の十以内
一株主配当金	若干
一後期繰越金	若干

前項の外株主総会の決議に依り配当準備積立金を設け其他必要の処分を爲すこと得。

第三十六條 配当金は毎計算期末日に於ける株主名簿現在の株主に払渡すものとす但支払期日後五箇年間其支払の請求を受けざるときは之を本会社に取得すべし。

株主は配当金の利息を請求すること得す。

#### 第六章 附則

第三十七條 外国に住所を有する株主は会社より発する一切の催告及通知を受領するため日本国内に仮住所を定め本会社に届出つべし。

前項の届出を爲さざるときは会社は其発すへき諸般の催告または通知に付一切其責に任せず。

#### (注)

(1) 南方年鑑刊行会 (1943) 『南方年鑑 昭和18年版』東邦社、308頁、および、樋口弘 (1942) 『南方に於ける資本関係』味燈書屋、4頁。

(2) 樋口弘 (1942) 『南方に於ける資本関係』

- 味燈書屋、4頁。
- (3) 内藤英雄 (1942) 『マレーの研究』愛国新聞社、189-192頁。
- (4) 小林一彦・野中正孝 (1985) 『ジョホール湖畔—岩田喜雄南方録』アジア出版、96頁、野村貞吉 (1941) 『新嘉坡と馬來半島』寶雲舎、255頁。
- (5) 日本ゴム工業史編集委員会 (1950) 『日本ゴム工業史』ゴム時報社、167-168頁。
- (6) 南方年鑑刊行会 (1943) 『南方年鑑 昭和18年版』東邦社、301-304頁。
- (7) 南方年鑑刊行会 (1943) 『南方年鑑 昭和18年版』東邦社、301-304頁。
- (8) 昭和ゴム社史編集委員会 (1969) 『昭和ゴム30年小史』昭和ゴム株式会社、13頁。
- (9) 井上雅二 (1930) 『移住と開拓』日本植民通信社、5頁。
- (10) 井上雅二 (1930) 『移住と開拓』日本植民通信社、13頁。
- (11) 加藤至徳 (1919) 『護謨栽培事業』南洋協会、135頁。
- (12) 昭和ゴム社史編集委員会 (1969) 『昭和ゴム30年小史』昭和ゴム株式会社、13頁。
- (13) 明治製糖株式会社 (1936) 『明治製糖株式会社三十年史』明治製糖株式会社、130頁。
- (14) スマトラ興業株式会社 (1936) 『スマトラ興業株式会社二十年史』スマトラ興業株式会社、2-3頁。
- (15) 昭和ゴム社史編集委員会 (1969) 『昭和ゴム30年小史』昭和ゴム株式会社、15頁、およびスマトラ興業株式会社 (1936) 『スマトラ興業株式会社二十年史』スマトラ興業株式会社、5-16頁。
- (16) スマトラ興業株式会社 (1936) 『スマトラ興業株式会社二十年史』スマトラ興業株式会社、2頁、および39頁。
- (17) スマトラ興業株式会社 (1936) 『スマトラ興業株式会社二十年史』スマトラ興業株式会社、52頁。
- (18) スマトラ興業株式会社 (1936) 『スマトラ興業株式会社二十年史』スマトラ興業株式会社、54-58頁。
- (19) 昭和ゴム社史編集委員会 (1969) 『昭和ゴム30年小史』昭和ゴム株式会社、11-13頁。
- (20) 昭和ゴム社史編集委員会 (1969) 『昭和ゴム30年小史』昭和ゴム株式会社、20頁。
- (21) 日産農林工業株式会社 (1985) 『日産農林工業社史』日産農林工業株式会社、5-9頁。
- (22) 加藤至徳 (1919) 『護謨栽培事業』南洋協会、154頁。
- (23) 日産農林工業株式会社 (1985) 『日産農林工業社史』日産農林工業株式会社、27-32頁。
- (24) 日産農林工業株式会社 (1985) 『日産農林工業社史』日産農林工業株式会社、32-34頁。
- (25) 柴田善雅 (2005) 『南洋栽培会社の時代』日本経済評論社、43-47頁。
- (26) 加藤至徳 (1919) 『護謨栽培事業』南洋協会、154頁。
- (27) 柴田善雅 (2005) 『南洋栽培会社の時代』日本経済評論社、47-48頁。
- (28) 柴田善雅 (2005) 『南洋栽培会社の時代』日本経済評論社、48-49頁。
- (29) 加藤至徳 (1919) 『護謨栽培事業』南洋協会、154頁。
- (30) 柴田善雅 (2005) 『南洋栽培会社の時代』日本経済評論社、494頁。
- (31) 柴田善雅 (2005) 『南洋栽培会社の時代』日本経済評論社、49頁。
- (32) 柴田善雅 (2005) 『南洋栽培会社の時代』日本経済評論社、94頁。
- (33) 柴田善雅 (2005) 『南洋栽培会社の時代』日本経済評論社、49頁。
- (34) 柴田善雅 (2005) 『南洋栽培会社の時代』日本経済評論社、38-39頁。
- (35) 日本ゴム工業史編集委員会 (1950) 『日本ゴム工業史』ゴム時報社、327-328頁。
- (36) 柴田善雅 (2005) 『南洋栽培会社の時代』日本経済評論社、102頁。
- (37) 岩田喜雄の伝記として、小林一彦・野中正孝 (1985) 『ジョホール湖畔—岩田喜雄南



- 方録』アジア出版、小林一彦（1972）『アジアを駆ける男 岩田喜雄伝』国際ジャーナル社、がある
- (38) 加藤至徳（1919）『護謨栽培事業』南洋協会、129-132頁。
- (39) 柴田善雅（2005）『南洋栽培会社の時代』日本経済評論社、57-61頁。
- (40) 加藤至徳（1919）『護謨栽培事業』南洋協会、143頁、および（柴田善雅（2005）『南洋栽培会社の時代』日本経済評論社、103-104頁）。
- (41) 加藤至徳（1919）『護謨栽培事業』南洋協会、154頁。
- (42) 加藤至徳（1919）『護謨栽培事業』南洋協会、136-145頁、および、柴田善雅（2005）『南洋日系栽培会社の時代』日本経済評論社、104-105頁。
- (43) 柴田善雅（2005）『南洋日系栽培会社の時代』日本経済評論社、62頁。
- (44) 柴田善雅（2005）『南洋栽培会社の時代』日本経済評論社、92頁。
- (45) 加藤至徳（1919）『護謨栽培事業』南洋協会、140-143頁。
- (46) 加藤至徳（1919）『護謨栽培事業』南洋協会、145頁。
- (47) 加藤至徳（1919）『護謨栽培事業』南洋協会、154頁。
- (48) 柴田善雅（2005）『南洋日系栽培会社の時代』日本経済評論社、85-87頁。
- (49) 柴田善雅（2005）『南洋日系栽培会社の時代』日本経済評論社、86-87頁。
- (50) 加藤至徳（1919）『護謨栽培事業』南洋協会、145-146頁。
- (51) 加藤至徳（1919）『護謨栽培事業』南洋協会、146-147頁。
- (52) 柴田善雅（2005）『南洋日系栽培会社の時代』日本経済評論社、91-92頁。
- (53) 加藤至徳（1919）『護謨栽培事業』南洋協会、154頁。
- (54) 柴田善雅（2005）『南洋日系栽培会社の時代』日本経済評論社、87-88頁。
- (55) 加藤至徳（1919）『護謨栽培事業』南洋協会、154頁。
- (56) 加藤至徳（1919）『護謨栽培事業』南洋協会、143-147頁。
- (57) 加藤至徳（1919）『護謨栽培事業』南洋協会、136-140頁。
- (58) 加藤至徳（1919）『護謨栽培事業』南洋協会、170頁。
- (59) 加藤至徳（1919）『護謨栽培事業』南洋協会、143-144頁。
- (60) 柴田善雅（2005）『南洋日系栽培会社の時代』日本経済評論社、110-111頁。
- (61) 加藤至徳（1919）『護謨栽培事業』南洋協会、146-147頁
- (62) 柴田善雅（2005）『南洋栽培会社の時代』日本経済評論社、111-113頁。
- (63) 日本ゴム工業史編集委員会（1950）『日本ゴム工業史』ゴム時報社、330-332頁。
- (64) 樋口弘（1942）『南方に於ける資本関係』味燈書屋、8-13頁。
- (65) 南方年鑑刊行会（1943）『南方年鑑 昭和18年版』東邦社、302-304頁。
- (66) 樋口弘（1942）『南方に於ける資本関係』味燈書屋、4-6頁。
- (67) 樋口弘（1942）『南方に於ける資本関係』味燈書屋、13-14頁。
- (68) 樋口弘（1942）『南方に於ける資本関係』味燈書屋、13-16頁。
- (69) 高山慶太郎（1942）『南洋の林業』豊国社、191-199頁。
- (70) 高山慶太郎（1942）『南洋の林業』豊国社、271-275頁。
- (71) 南方年鑑刊行会（1943）『南方年鑑 昭和18年版』東邦社、301-304頁。
- (72) 南方年鑑刊行会（1943）『南方年鑑 昭和18年版』東邦社、303頁。
- (73) 台湾南方協会（1941）『南方読本』三省堂、200頁。
- (74) 南方年鑑刊行会（1943）『南方年鑑 昭和18年版』東邦社、303頁。
- (75) 南方年鑑刊行会（1943）『南方年鑑 昭和18年版』東邦社、303頁。

- (76) 水産経済研究所 (1941) 『南方漁業問題』  
水産経済研究所、64-66頁。
- (77) 水産経済研究所 (1941) 『南方漁業問題』  
水産経済研究所、64-66頁。
- (78) 水産経済研究所 (1941) 『南方漁業問題』  
水産経済研究所、67-68頁。
- (79) 水産経済研究所 (1941) 『南方漁業問題』  
水産経済研究所、68-69頁。
- (80) 渡邊東雄 (1942) 『南方水産業』中興館、  
208頁。
- (81) 内藤英雄 (1942) 『マレーの研究』愛国  
新聞社、221-222頁。
- (82) 水産経済研究所 (1941) 『南方漁業問題』  
水産経済研究所、69頁。
- (83) 根岸勉治 (1939) 『栽植企業方式論』叢文閣、  
163頁。
- (84) スマトラ興業株式会社 (1936) 『スマト  
ラ興業株式会社二十年史』スマトラ興業株式  
会社、39-47頁。
- 伊藤兆司 (1937) 『植民地農業—経済地理的研  
究』叢文閣。
- 井出禎一郎 (1929) 『黎明の南洋』淳風書院。
- 入江寅次 (1942) 『邦人海外発展史』井田書店。
- 片岡千賀之 (1991) 『南洋の日本人漁業』同文  
館出版。
- 小林一彦 (1972) 『アジアを駆ける男 岩田喜  
雄伝』国際ジャーナル社。
- 小林一彦・野中正孝 (1985) 『ジョホール湖畔  
—岩田喜雄南方録』アジア出版。
- 小林碧 (1942) 『南方圏の資源 マレー篇』日  
光書院。
- 小島精一 (1941) 『東亜経済論』千倉書房。  
経済統計研究所 (1942) 『新南方資源論』長谷  
川書房。
- 景山哲夫 (1941) 『南洋の資源と共栄圏貿易の  
将来』八紘閣。
- 近藤康夫 (1944) 『南方経済資源総覧 南方農  
林水産資源総論』東亜政経社。
- 加藤至徳 (1919) 『護謨栽培事業』南洋協会。
- 片岡千賀之 (1991) 『南洋の日本人漁業』同文  
館出版。
- 明治製糖株式会社 (1936) 『明治製糖株式会  
社三十年史』明治製糖株式会社。
- 室賀信夫 (1951) 『世界地理政治体系・印度支  
那一仏印・タイ・ビルマ・英領マレー』白揚社。
- 宮下琢磨 (1929) 『邦人活躍の南洋』岡田日栄堂。
- 向井梅次 (1943) 『マライ政治経済論』千倉書房。
- 南方年鑑刊行会 (1943) 『南方年鑑 昭和18年  
版』東邦社。
- 南洋協会 (1921) 『南洋の護謨栽培事業』南洋  
協会。
- 南洋協会 (1941) 『大南洋圏』南洋協会。
- 南洋水産協会 (1935) 『暹羅の水産』南洋水産  
協会。
- 南洋経済研究所 (1942) 『南洋資料第985号  
外南洋邦人の現勢と其の歴史的背景—昭和  
十四年』南洋経済研究所。
- 南洋経済研究所 (1942) 『南洋資料第115号  
日本売薬南方進出繁盛記』南洋経済研究所。
- 南洋団体联合会 (1942) 『大南洋年鑑』南洋団

## 参考文献

- 麻生與志夫 (1942) 『南方圏のゴム資源』朝日  
新聞社。
- 浅香末起 (1941) 『南洋経済研究』千倉書房。
- 浅香末起 (1944) 『大南方経済論』太平洋書院。
- 浅野孝夫 (1986) 『アジアと日本 100年の経  
済ドラマ—マレー半島興隆記』東洋経済新報  
社。
- 藤野靖 (1942) 『大東亜経済地理』千倉書房。
- 藤山雷太 (1927) 『南洋叢談』日本評論社。
- 樋口弘 (1942) 『南方に於ける資本関係』味燈  
書屋。
- 原不二夫 (1986) 『英領マラヤの日本人』アジ  
ア経済研究所。
- 原不二夫 (1987) 『忘れられた南洋移民—マラ  
ヤ渡航日本人農民の軌跡』アジア経済研究所。
- 濱田恒一 (1941) 『蘭印の資本と民族経済』ダ  
イヤモンド社。
- 井上清 (1913) 『南洋と日本』大正社。
- 伊藤長夫 (1941) 『南進日本商人』伊藤書店。

- 体聯合会。
- 南方農林協会（1935）『南洋の栽培事業』南方農林協会。
- 日産農林工業株式会社（1985）『日産農林工業社史』日産農林工業株式会社。
- 野村徳七（1916）『護謨と椰子』野村徳七。
- 野村貞吉（1941）『新嘉坡と馬來半島』寶雲舎。
- 永田秋壽（1943）『凶南録』教育科学社。
- 内藤英雄（1942）『マレーの研究』愛国新聞社。
- 西村竹四郎（1941）『シンガポール三十五年』東水社。
- 農商務省商務局商事課（1912）『南洋の産業及其富源』北文館。
- 日本貿易振興協会（1944）『マライの資源と貿易』日本貿易振興協会。
- 日本ゴム工業史編集委員会（1950）『日本ゴム工業史』ゴム時報社。
- 根岸勉治（1939）『栽植企業方式論』叢文閣。
- 小田脩（1941）『南洋農業読本』中興館。
- 緒方正（1941）『南方圏の経済的価値』南洋協会台湾支部。
- 大谷敏治（1943）『南方経済資源総覧 マライの経済資源』東亜政経社。
- 昭和ゴム社史編集委員会（1969）『昭和ゴム30年小史』昭和ゴム株式会社。
- 渋田紅塔（1917）『南洋真事情』南洋協会。
- スマトラ興業株式会社（1936）『スマトラ興業株式会社二十年史』スマトラ興業株式会社。
- 斉藤栄一（1942）『南方圏の水産』東京堂。
- 柴田善雅（2005）『南洋栽培会社の時代』日本経済評論社。
- 堺利喜太（1912）『ばら護謨』博文館。
- 三省堂編（1944）『南方文化講座—日本南方発展史篇』三省堂。
- 下田博（1941）『南洋経済論』慶應出版社。
- シンガポール日本人会（1978）『南十字星—シンガポール日本人社会の歩み』シンガポール日本人会。
- 水産経済研究所（1941）『南方漁業問題』水産経済研究所。
- 佐藤定吉・森本条逸（1926）『護謨の研究』厚生閣。
- 新経済社南方研究会（1942）『南方概観・資源』新経済社。
- 柴田善雅（2005）『南洋日系栽培会社の時代』日本経済評論社。
- 台湾銀行調査課（1919）『南洋ノ護謨』台湾銀行調査課。
- 台湾総統府官房調査課（1935）『南洋各地企業須知』台湾総統府官房調査課。
- 台湾南方協会（1941）『南方読本』三省堂。
- 田中長三郎（1943）『南方殖産資源論』養賢堂。
- 高山慶太郎（1942）『南方の林業』豊国社。
- 拓務省拓務局（1931）『南洋於ける水産業調査書』拓務省拓務局。
- 植崎敏雄（1940）『凶南経済論』千倉書房。
- 植崎敏雄（1942）『広域経済と南方開発』東洋経済新報社。
- 谷沢龍次（1950）『シンガポールのゴムの思出』軽工物産株式会社。
- 谷口吉彦（1942）『大東亜経済の理論』千倉書房。
- 坪谷善四郎（1917）『最近の南洋』博文館。
- 筒井千尋（1943）『スマトラ』大東亜出版。
- 渡邊勝家（1932）『護謨栽培事業の前途に就いて』南洋栽培協会。
- 渡邊東雄（1942）『南方水産業』中興館。
- 和田民治（1941）『蘭印生活二十年』大日本雄弁会講談社。
- W.K.Gretzer（1939）, *Gundlagen und Entwicklungsrichtung der landwirtschaftlichen Erzeugung in Niederladich-Indien*, (グレッツァー（救仁郷繁訳）（1941）『蘭印の農業経済』白揚社)。
- 吉野作造（1915）『南洋』民友社。
- 山田文雄（1943）『南方経済資源総覧 南方経済資源開発概論』東亜政経社。
- 吉岡利起（1942）『マレーの実相』朝日新聞社。
- 横浜高商太平洋貿易研究所（1942）『南方共栄圏経済研究』大東書館。